	ISSN0286-312X
専修大学社会科学研究所月報	No. 487
	2004. 1. 20

 $\sim \sim \sim$

-...... ~

Steven Lim

Introduction ····· 2
The Flying Geese Model
Trade and investment cycles: A deterministic view ••••••• 5
The China issue 6
A graphical interpretation •••••• 8
Forecasting results ·····11
Conclusion ·····14
APPENDIX ·····15
References ·····20

National Security による「外国人」の権利制限
イギリス 1998年人権法の試練

	佐藤 潤一
問題の所在 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••23
1. 1998 年人権法の意義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•••••24
2. 第二次世界大戦後のイギリス移民法制の展開 ・・・・・・・	•••••27
3. 免脱とヨーロッパ人権条約 イギリスとの関係 ・・・	•••••30
4. A, X and Y, & Others	•••••35
5. 考察 ・・・・・	•••••42
	42

JAPAN'S DE-INDUSTRIALIZATION: Is China a Threat?

by

Steven Lim Economics Dept University of Waikato

Introduction

Japan's manufacturers are continually reminded that as global conditions change, they must be flexible enough to respond in a timely and decisive way. Constant updating of knowledge of overseas markets and opportunities is crucial. The more carefully Japanese manufacturers review their sources of competitive advantage, the greater their prospects of locking out competitors as global markets evolve. In part, the ability to influence competitive advantage requires a consideration of appropriate manufacturing location. Given the low costs and rising skill levels of workers in Asian developing countries, Japanese manufacturers face increasing pressure to relocate their operations outside Japan, a symptom of Japan's overall 'hollowing out' or de-industrialization. The de-industrialization is characterised by the displacement of Japan's exports by expatriate Japanese firms, rising imports that place increasing pressure on domestic manufacturers and domestic manufacturing job losses due to relocation or stiffer foreign competition. The resulting concern is that the de-industrialization may erode Japan's capacity for long-term economic growth (Cabinet Office 2002).

Several explanations have been advanced for Japan's hollowing out problem. One approach, focusing on government failure, relates a sustained appreciation of the yen to strong export performance relative to imports. The failure of import growth to match that of exports, in this view at least, is attributed to government protectionist policies, including import barriers associated with government unwillingness to deregulate domestic markets. The desire to protect and promote domestic production becomes counter-productive, as the trade surplus pushes up the value of the yen and places increasing pressure on exporters to relocate overseas. Essentially, the protected, import -substituting and service sectors penalise the export-oriented sectors. The government failure approach is linked to the trade

The author acknowledges the very helpful comments and assistance given by Anna Strutt and research assistance from Gary Feng.

friction view, a second explanation, whereby the Japanese trade surplus leads other countries to initiate their own protectionist policies to redress the imbalance. For example, the export restraints imposed on Japanese auto manufacturers in the 1980s resulted in the relocation of major Japanese car firms to the US as the Japanese sought to circumvent US trade restrictions.

This paper emphasises a third explanation: the international specialization of labor as Japanese companies coordinate their production activities in a global context. Here, domestic activities focus on research and development (R&D), technology development and the design of high value-added products that are innovative, differentiated or service-enhanced. The specialization requires that activities be coordinated on a global scale, with the mass production shifting to labor abundant economies, particularly in Asia. Supporters of this view cite Japan's currently large trade surplus in high-tech products (including industrial electronics, parts and components), shrinking surplus in standardised goods (such as consumer electronics), and rapid rise in technology exports (Paprzycki 1998).

In accordance with the international specialization view, we examine Japan's hollowing out using a framework of dynamic comparative advantage. Changes in comparative advantage can follow logical patterns. We outline a simple and intuitive framework, called the flying geese model, that combines both the demand and supply sides of inputs and outputs in an economy. The model is intended to help assess the underlying economic forces that alter comparative advantage and to anticipate how these forces influence, among other things, the location and type of Japanese manufacturing. The paper places the hollowing out problem in the context of 'natural' economic forces that shape comparative advantage. Given the logic of the economic forces, we shall see that Japan may have little choice but to accept the relocation of certain manufacturing offshore if its companies are to remain internationally competitive.

The Flying Geese Model

Imagine a formation of geese, flying in an "inverted-v" tier pattern. For our purposes we can think of the geese as representing economies (Akamatsu 1962). In Asia the lead goose is Japan. The second tier comprises Singapore, Hong Kong, Taiwan and South Korea. Malaysia, the Philippines and Thailand could be in the next level, and so on. A country might move up a tier as it increases, for example, its output of capital-intensive products, perhaps due to rising domestic labor costs. With the

loss of its international competitiveness in cheap labor, labor-intensive production will then shift to another economy, which elevates itself into the labor-intensive industrialisation stage as its labor and other resources shift out of primary production.

In the immediate post-WWII period, Japan had a comparative advantage in labor-intensive manufacturing, producing goods such as textiles and footwear. Over time its per capita GDP increased dramatically, with its economic structure changing in favour of capital-intensive manufactures and then into hi-tech and services. Indicative of this latter change is the fact that Japan now imports more electronic goods, such as televisions, than it exports. Japan faces a hollowing out of its manufacturing base as industries shift to Malaysia, China and so on. In turn, Malaysia and Thailand have seen their comparative advantages in labor-intensive manufacturing eroded by newcomers like China and Vietnam, which continue to move labor out of primary production into industry.

The figure below depicts a schematic flying geese pattern, where the position of each country is based loosely on GDP per person and economic structure (or stages of development).

There is a fundamental logic to the progression through the four broad production stages of the flying geese model. By anticipating how the stages evolve within a country, Japan will be better placed to anticipate new opportunities and adjust their manufacturing location as new doors open and old ones close. The key points relate to the left and right hand sides of Figure 1. The right hand side ranks



Figure 1: An Asian Flying Geese Pattern

- 4 -

countries according to GDP per person. According to World Bank statistics for 2000, Japan had a per capita gross national income of US\$35,620, ranking it first in Asia. South Korea had US\$8,910; Malaysia, US\$3,380; Thailand, US\$2,000; China, US\$840 and Vietnam, \$390 (World Bank 2002).

The left hand side indicates the changing composition of the country's economy, and therefore the *supply* side of the economy. Gaps between the supply and demand sides create opportunities for trade and investment cycles to emerge.

Trade and investment cycles: A deterministic view

Discernable trade and investment patterns arise as countries move through stages of increasing technological sophistication (Dowling and Cheang 2000). The progression is accompanied by changing comparative advantage. In our version of the flying geese model, we focus on labor abundance as the key driver of change.

Consider a hypothetical Asian economy in the *primary production stage* of Figure 1. Let the country have abundant labor, some land and other natural resources, but little capital. The country imports capital equipment to increase the efficiency of its primary producers, and consumer goods, given the high cost and lower quality of domestic production in these sectors. It exports mainly primary products to pay for the imports. Together with supportive government policies, the imported capital equipment and technology raise the productivity of farmers and others, facilitating the growth of a virtuous circle of higher incomes, more farm investment, higher incomes, and so on. The labor-saving farm investments release labor from agriculture, allowing their transfer to other sectors, such as rural manufacturing enterprises. The surplus savings by farmers, generated from their rising incomes, can be channelled into manufacturing start-ups.

The labor transfer depresses wages in manufacturing, resulting in a production structure biased towards *labor-intensive manufacturing*. The relatively cheap unskilled labor generates a comparative advantage in light industry, particularly consumer goods. Textiles, toys and clothing, among others, assume greater importance in the country's exports. Rising export revenues facilitate imports of raw or partly processed products, such as components for assembly, even more capital and technology to expand production, inputs for the manufacturing industries, and food and other consumer items that may

be unavailable or more expensive domestically. Agriculture may expand, but its share of GDP falls. Infrastructure development accelerates, the workforce becomes more educated and skill levels increase over time. Light industry expands further, placing increasing demands on the workforce. Industrial wages rise as the ability of agriculture to release workers to industry diminishes.

The rising wage structure erodes the country's comparative advantage in cheap labor. Higher labor costs spur capital-intensity in manufacturing. As capital, technology and skills rise, comparative advantage shifts to *capital-intensive manufacturing*. The country's exports might include synthetic fibres, cars and electronic appliances. Imports might include raw materials and labor-intensive manufactured goods, whose production has now shifted to other economies with lower wages.

As wages keep rising, the more skilled workforce and more advanced technology allow comparative advantage to shift yet again, this time into *technology*, *information and skills*. Exports of high tech, high value-added manufactures, services and information facilitate imports of consumer products for an increasingly wealthy population, raw materials, and processed components for the high value-added manufacturing industries (Lim 2002).

The move through the stages to higher levels of GDP/head suggests the 'inevitability' of hollowing out. For Japan to reach the apex of the Asian flying geese model, it had to progress through the stages implicit in the model. And if it wants to continue to have a high GDP per person, and therefore high wages, it must accept that some industries will eventually become uncompetitive if they remain in Japan. An alternative is to make Japan a low wage economy through the import of many more foreign workers, a situation seemingly unpalatable to Japanese policy makers. Moreover, even relatively low wage economies such as Malaysia are feeling the pressure from China. At one Japanese plant in Penang, for example, manufacturing workers were paid an average of \$1.50/hour. An employee performing similar work in China earns about \$0.60/hour (Wong and Hamid 2003).

The China issue

China is receiving increasing attention as an investment location for Japanese firms. In the last financial year, for example, Matsushita Electric Industrial made a dramatic financial recovery, reporting over 100 billion yen in operating profits by obtaining parts from and shifting production to China. The company operates 43 plants in China, producing electronic products ranging from rice cookers to semiconductors. Clarion doubled its operating profit to 9.5 billion yen from a year ago, by relocating half of its overseas production to China. (Overseas production now accounts for 70 percent of its overall production capacity.) Konica cut production costs by 10-20 percent by contracting out photocopier production to a Taiwanese firm in Shenzhen and producing digital camera lenses at its own subsidiary in Dalian (Anon. 2003).

The pace of China's structural transformation is rapid and has significant implications for Japan's hollowing out problem. To place the flying geese model in more concrete terms, especially the speed at which China is progressing through the flying geese model, consider Figure 2. This figure shows specialization indices for China. For a given industry, a specialization index is given by a country's trade balance divided by the volume of two-way trade; i.e.,

Specialization index =
$$\frac{Exports - imports}{Exports + imports}$$
.

The index offers a rough guide to changing comparative advantage, as suggested by a country's trade structure, and therefore a country's approximate position in the flying geese model in Figure 1. Strong comparative advantage in a product would predict a high ratio of exports to imports. For example, if exports of a product were \$10m and imports were \$0, the index would equal 1, the upper limit. The lower the index, the lower the level of exports relative to imports, and therefore the weaker the comparative advantage in the product.

Following Kwan (2001), we construct specialization indices for China. Figure 2 considers three main sectors in China: primary commodities (comprising food and live animals, beverages and tobacco, crude materials, fuels, and animal and vegetable oils and fats), other manufactures (chemicals and manufactured goods), and machinery (machines and transport equipment). 'Other manufactures' are a proxy for labor-intensive manufactured products, while 'machinery' proxies capital- and knowledge-intensive products (Kwan 2001).



Figure 2: Specialization indices for China

By 1990/91, the specialization index for 'other manufactures' overtook that of primary commodities, even though the expansion of (labor-intensive) rural industry only began in 1985. Until the beginning of the rural industrial reforms, the Chinese economy had suffered from major sectoral imbalances. In the countryside the focus was mainly on grain production; in the cities heavy industry was emphasized. Light industry was a low priority, particularly in consumer goods. The biased production structure changed dramatically from the mid-1980s with the liberalization of rural manufacturing activity. Light industrial growth boomed as agricultural and other resources shifted to more profitable rural enterprises. This is reflected in the rapid increase in the 'other manufactures' index between 1985-90, as labor and other resources were drawn out of the 'primary' sectors following the liberalization of rural industry. Perhaps even more remarkable is the rapid ascent of 'machinery' in the specialization stakes, hinting at possible future competition with Japan in heavy industry and technology (discussed later).

A graphical interpretation

But what do Figures 1 and 2 actually imply for specific industries in China and Japan? Concretely, where are the actual threats and opportunities for Japan's industrial sector? To offer snapshot illustrations, we turn to a more disaggregated approach – sectoral 'bubbles'. Here we use Japan-Rest of World export data to disaggregate investment opportunities predicted by the flying geese model and

the specialization indices. The data and figures in this section are taken from the International Trade Center (ITC), an organization of UNCTAD/WTO.¹ Figure 3 in the Appendix presents 'bubbles', whose size represents the value of important Japanese exports to the rest of the world. The industries selected for inclusion in the figure represent the 20 largest export industries for Japan at the 4-digit trade classification level. More detailed information on the industries is given in Table 1 in the Appendix.

The horizontal axis of the diagram represents the percentage change in Japan's world market share for a given product group. The vertical axis shows the percentage increase in world trade growth per annum (ie, growth in world demand/imports), again for the product group under consideration. For both axes the per annum changes are averaged over the period 1997-2001. Note the horizontal reference line denoted 'Growth for world trade, all': this shows average per annum growth in world trade for all product groups, which is slightly over 4% for the given period. This reference line, together with the vertical axis, defines four quadrants. The quadrants are characterised by the ITC as Champions, Achievers in adversity, Declining sectors and Underachievers. For example, a Champion industry is one whose exports are winning an increasing share of the world market for the product group and where world trade in the product group is growing (eg, 'parts suitable for use solely or principally with televisions and appliances'). An Underachiever is an industry in which world trade in the industry is growing, but where Japan's share of the world market is declining (eg, 'cars').

Inspection of Figure 3 reveals that most of Japan's top 20 export industries fall within the Underachievers category. Note that the 'underachieving' is couched solely in terms of declining world market share in trade. This may still be consistent with rising Japanese corporate profits, if the declining market trade share is the result of firms optimizing their global operations by relocating overseas. Figure 4 shows the corresponding export portfolio for China over the same period. Comparison of Figure 3 with Figure 4 highlights significant Japanese export industries that may be facing pressure to relocate to China. 'Parts and accessories of computer and office' are China's second largest export industry and are characterized as Champions. This is a reasonably significant Japanese industry too, but in the Japanese case the industry is losing world market share. Pressure to increase profitability may force the Japanese to relocate to China to take advantage of cheaper labor.

¹ See <u>www.intracen.org</u> for further details.

It is difficult to gauge the extent of the forces leading to relocation to China. But current Japanese investment in China appears to be small, both relative to the size of the Japanese economy and in comparison with Japan's foreign direct investment globally. Japan's cumulative foreign direct investment in China stands at only around 3 percent of its cumulative FDI outflows, with its cumulative outflows to the US at roughly 40 percent and to the EU at about 23 percent. From 1998 to 2001 Japan invested over 10 times more in the US than China (\$51 billion to \$4.3 billion). Japan's direct investment in the EU was even higher than in the US over the same period (Economic Research Institute 2003).

In terms of Japan's imports from China, about 60 percent are re-imports from Japanese companies operating in China. Table 1 in the Appendix highlights possible examples. Consider, for instance, product group 8529 'part suitable for use solely/princ with televisions,...'. In 2001 Japan exported US\$3,346m of such products, mainly to the US and China. China made up a 14 percent share of these exports from Japan. Yet Table 2 suggests that for this same product group, Japan was China's leading export destination, with Japan taking almost a third of China's exports of this product group. Although China exported US\$3,120 of these products in 2001, their net exports amounted to –US\$460 (ie, China imported more of this product group than it exported). A likely interpretation involves the international specialization of production, namely Japanese firms exporting products to China for value-adding activities, such as assembly, and the products being re-imported to Japan for eventual export to markets such as the US. In such cases of intra-industry trade, the rise in Japan's imports from China is the result of increased Japanese exports to China. Given the high proportion of Japan's imports from China that actually originates from Japanese firms in China, and therefore the profits that return to Japan, the concern about hollowing out due to imports from China may be overstated.

Indeed, almost all the high- and medium-technology products that China exports are made by foreign firms. China imports intermediate goods, components and packaged technology to process these goods, and pay dividends, royalties and other fees to the foreign owners. According to Chinese statistics, increasing exports by US\$1 million requires importing US\$500,000 worth of intermediate goods and components, suggesting strong opportunities for complementary trade between China and Japan (Economic Research Institute 2003).

Moreover, China and Japan do not appear to be major competitors in the 'part suitable for use

solely/princ with televisions,...' product market, since they fail to share a common, major export market. Overall, perhaps only as little as 16 percent of China's merchandise exports compete directly with Japanese manufactured goods in the US market. According to the Economic Research Institute (2003): 'China's exports to the U.S. compete more directly with Indonesia's than with any of the more advanced Asian nations. And while China's share of high-tech exports has grown to 17.5% of China's total exports in 2001, up from 2.5% over the previous year, most of them are not really high-tech but rather medium-tech, as is evident with their increasing competition with such countries as Thailand and Malaysia.'

The mutually beneficial aspects of Japan-China trade can be seen more clearly elsewhere in Tables 1 and 2. China may be thought of as a 'friend' to Japan, in the sense that it produces and exports goods that complement Japan's needs. This trade pattern conforms to expectations from the flying geese model. About 60% of China's exports to Japan are labor intensive and most of the rest are either low-or medium-technology (Economic Research Institute 2003). Japan is the leading market for four of China's top ten export product groups (6204 'women's suits,...', 6110 'jerseys,...', 6203 'men's suits,...' and 4202 'trunks,...), while 8529 'part suitable for use solely/princ with televisions...' and 2701 'coal,...' fall in the top 20. With the exception of 8529, which has already been discussed, none of these product groups feature in Japan's top 40 exports.

Still, there is the potential for Japan and China to clash in common export markets. Two of Japan's top ten export industries (8473 'parts & access of computers...' and 8521 'video recording...') share with China the US as the leading export market. The speed with which the Chinese have made inroads into higher stage industries is evident from comparing Figure 4 with Figure 5, where the composition of China's Champions is quite different. The two figures differ only by three years. Thus a question mark remains about the future, especially in terms of the speed of China's progression to higher technology products and production processes. Figure 2 hints at the changes – the task is now to forecast the anticipated changes in the specialization indices.

Forecasting results

We now turn to the dynamics implied by the flying geese model, using a forecasting model to extend the specialization indices of Figure 2. A principal approach to the analysis of time-series data

involves the identification of the component factors that influence each of the periodic values in the series – ie, the decomposition of the time series. In turn, these components are projected individually and combined to forecast the aggregate series. Three components are found in an annual time series including the trend component, the cycle component and irregular fluctuations. The forecasting approach employed here is as follows. The series are fitted as a smooth curve (such as linear, quadratic, or linear-log) and residuals are obtained from 1985 to 1998. Observations from 1999 to 2002 are then used to undertake ex-post forecasts. The values of the residuals from trend fitting include cycle and irregular components that can be related to variables that might explain the fluctuations around the trend. From Figure 5, 'primary products' exhibit a steadily decreasing trend, while 'other manufactures' and 'machinery' exhibit a strong upward trend. However, it appears that three series have a different trend pattern. After some regression experiments, the series are fitted to three different trends, as shown in Table 3.

The results from Table 3 suggest that various time trends can explain nearly 90 percent of the series variation. The residual analysis shows that they are white noise processes (identical and independently distributed). So it is not necessary to model the cycle. The future residuals can be simulated by random numbers from a normal distribution with zero mean. The future trend component can be easily computed from regression models. The forecasting combines the trend and residual components. The results are shown in Figure 6.

From Figure 6, 'machinery' is projected in our model to match the 'other manufactures' series in 2008 and finally cross it in 2010. If correct, these changes in China's economy suggest a rather more threatening scenario for Japan, as China quickly moves to higher stages in the flying geese model.

Table 3

	Coefficients	Standard Error	t Stat	P-value
Intercept	0.424	0.027	15.656	0.000
Т	-0.040	0.003	-15.842	0.000

The regression model is:

 $Prim_t = a + bT + e_t$

Adjusted-R-square = 0.94

	Coefficients	Standard Error	t Stat	P-value
Intercept	-0.247	0.042	-5.811	0.000
Ln(T)	0.199	0.020	10.138	0.000

The regression model is:

 $Othe_t = a + b\ln(T) + \boldsymbol{e}_t$

Adjusted-R-square = 0.86

	Coefficients	Standard Error	t Stat	P-value
Intercept	-0.999	0.046	-21.575	0.000
Ln(T)	0.119	0.051	2.307	0.036
Т	0.039	0.008	4.995	0.000

The regression model is:

 $Mach_t = a + b\ln(T) + cT + \boldsymbol{e}_t$

Adjusted-R-square = 0.95





Conclusion

In Asia, comparative advantage can alter quickly (Rana 1990). The flying geese model suggests that Japanese manufacturers should treat the Chinese market as one that is continually changing, and changing in fairly logical and predictable ways. Over time the market will become increasingly sophisticated and skilled, but the large pool of labor is likely to keep wages low. Japanese manufacturers will need to factor this into their analysis in determining their production location.

We have attempted to show why, overall, China might not *currently* be considered a major threat to Japan. Yet as Chinese skills, technology and industrial production base increase, Japan is likely to face strong pressure at both the low and high ends of the industrial spectrum. Despite the hollowing out problem, China also represents an economic opportunity for Japan. The explosive growth in the China market, especially in infrastructure projects, has given a boost to Japanese heavy industry. For companies such as Hitachi Construction Machinery, China has proven to be a strong market for sales of heavy construction machinery, more than offsetting the decline in its domestic sales. Overall, Japan's exports to China rose 50 percent from the previous year in the first half of 2003, the fifth consecutive first-half rise since1999 (McMahon 2003). A key issue in Japan's future domestic industrial structure, then, will relate to the relative sizes of the hollowing out and job creation effects as China and others evolve economically.

APPENDIX



Figure 3: Japan's exports, 1997-2001

Note: the area of the circles correponds to the export value of the product group for Japan. See explanatory sheet for details. Source: ITC calculations based on COMTRADE statistics.



Figure 4: China's exports, 1997-2001



Figure 5: China's exports, 1994-1998

Table 1

Exports of

Japan Net Volume Export growth World trade Share А HS code and Exports 1997-2001 growth, 97-2001 Leading exports exports in Ν product label 2001 2001 2001 % p.a. % p.a. world markets к % 2nd % (US\$ m (US\$ m.) quant. unit value quant. value quant (%) 1st ALL GOODS 403,340 ALL GOODS (WTO) 403 496 54 407 25 4011 New pneumatic tires, of rubber 2,923 2,494 1044 W 13.8 USA 28 AUS 7 35 7208 Flat-rolid products of iron/non-al/s 2,174 1,660 9088 w 18 -5 15.1 KOR 41 THA 13 dth>/=600mm,hr,not clad 3407 Engines, spark-ignition reciprocating or rotary int. 15 4,262 3,944 414 W Δ 16.1 USA 64 CAN 4 combust. Piston 14 8409 Part for use solely/principally with the motor w 17.7 USA 4,405 4.019 321 5 5 8 38 THA 6 31 8411 Turbo-jets, turbo-propellers and other gas turbine 4.9 USA GBR 17 2.356 -462 29 W 23 40 10 9 51 22 8414 Air, vacuum pumps; hoods incorp a fan 3,090 2,241 210 w 3 12.8 USA NLD 13 2 3 6 20 24 8429 Self-propelld buildozer, angledozer, grader, 2,930 2,888 1061 w -3 24.1 USA 28 HKG 9 0 xcavator, etc 8471 Automatic data processing machines; optical 5 -2.394 55043 N 6.7 USA NLD 19 12.644 -9 -11 л 7 44 6 8473 Parts&acces of computers & office machines 160 W 7.9 USA 30 NLD 13 10.155 2.667 .5 2 7 8 8 8479 Machines&mech appl having indiv functions, ne 7,358 5,899 136 w 23.4 TWN 22 USA 18 3 36 8482 Ball or roller bearings 2.048 1.667 161 W 1 1 6 17.0 USA 20 SGP 8 26 5483 Transmission shafts&cranks, bearing housing: 2.662 2,165 247 w 16.3 USA 34 DEU 6 eanna: etc 504 Electric transformer, static converter (for example 39 1,996 -180 80 W -5 6 7 5.8 USA CHN 14 -2 20 ectifiers) 3507 Electric accumulator 27 2.377 63 W 6 14 12 2.624 4 0 8 25.6 USA CHN 8517 Electric app for line telephony, inclicurr line system 17 3,852 -156 -1 13 8 5.3 USA 44 DEU 6 521 Video recording or reproducing apparatus 7.269 5.827 26 14 9 33.7 USA 40 DEU 10 34 8523 Prepared unrecordd media for sound record 2,206 1,620 53 W -9 -3 n 23.4 USA NLD 13 40 tapes 29 8525 Television camera, transmissn app for radio-2,583 2,288 w -12 -16 21 18 4.1 USA 32 CHN 18 dephony 528 Television receivers (incl video monitors & video 21 3,242 1,292 5801 N 11 7 9 7 12.4 USA 41 DEU 9 rojectors) 20 529 Part suitable for use solely/princ with televisions, 26 W 3,346 1,248 12 10 7 10.5 USA 23 CHN 14 ecol abo 8532 Electrical capacitors, fixed, variable or adjustable 19 37 W 3,371 2.944 0 13 11 22.5 USA 17 HKG 14 re-set) 39 8534 Printed circuits 1,938 1.340 12 W 13 11 11.0 CHN PHL 12 -1 21 16 8536 Electrical app for switchg (ex fuse,switche,etc) no 3,890 2,452 66 W 6 7 10.2 USA 20 HKG 12 ceeda 1000 volt 33 8540 Thermionic,cold cathode valves&tube (e.g. tv 2,211 1,941 -17 1 7 13.5 CHN 20 USA 12 amera tubes) 10 8541 Diodes/transistors&sim semiconductor devices; 4.418 9 5,792 7 9 19.3 USA 17 HKG 15 2 8542 Electronic integrated circuits and microassemble 22.034 7.953 9 5 11.5 USA 14 HKG 14 23 8543 Electrical mach&app having individual function, 2,977 898 7 21.8 USA 31 KOR 12 11 32 8544 Insulated wire/cable 2.302 250 211 W 11 11 5 7 6.1 USA 16 CHN 12 1 8703 Cars (incl. station wagon) 52,991 46,738 4178 N 5 17.7 USA 58 AUS 5 12 3704 Trucks, motor vehicles for the transport of goods AUS 5,114 5.023 -11 10.1 11 SAU 10 4 8708 Parts & access of motor vehicles 15,415 13,302 1795 W 11.7 USA 5 5 7 43 GBR 2 4 13 8711 Motorcycles, side-cars 4.726 4 4 5 9 1734 N 5 -6 5 5 55.1 USA 40 ITA 10 8901 Cruise ship, cargo ship, barges 7 8,240 8,191 11478 W 0 99.3 PAN HKG 6 55 8 0 28 9001 Optical fibre, cables; sheets&plate of polarising 2,613 1,574 34 21 18 28.9 TWN 23 KOR 22 9009 Photo-copying & thermo-copying apparatus 11 5,304 4 587 162 W -2 -5 -5 0 45.0 USA 47 NLD 13 18 9010 Apparatus & equip for photographic laboratorio 3,432 3,218 15 8 69.9 USA TWN 18 7 38 37 3013 Liquid crystal devices; lasers; other optical appl & 2,039 1,188 w 19 20 25 14 22.8 TWN 24 USA 21 instruments nes 9018 Electro-medical apparatus (electro-cardiographs, 30 infra-red ray app, syringes, dental app.) 2.371 -581 USA DEU 7 7.6 35 14 9504 Articles for funfair, table/parlour games&auto 40 1.904 1,387 w 3 13.7 USA 48 HKG 22 22 -3 -20 wing alley equipment 999 Special Transaction Trade 16 100 10.293 761 W 7 10.8 USA 33 SGP 9 1 Other services, credit 36,358 -11,759 3 5.6 -2 Transport services, credit 24,006 3 7.1 Δ -8.373 Travel credit 3,306 -23,225 0.7 2

Table 2

Exports of

		Chin	а										
R			Net	Volum	е	Export	growth	World	i trade	Share			
A	HS code and	Exports	exports	export	s	1997-	2001	growth,	97-2001	in Lead			
N	product label	2001	2001	2001		% p	.a.	%	p.a.	world		mar	kets
к		(US\$ m.)	(US\$m.)	quant.	unit	value	quant.	value	quant.	(%)	1st	%	2nd
	ALL GOODS	266,055				11							
4.0	ALL GOODS (WTO)	266,155	22,542										
18	2701 Coal; briquettes, ovoids & similar solid fuels manufactured from coal	2,667	2,579	90119	w	22	31	0	5	12.1	JPN	32	коғ
26	2710 Petroleum oils, not crude	2,120	-1,625	9190	w	25	18	13	6	1.7	SGP	24	КОБ
13	3926 Article of plastic nes.	3,260	2,565	2181	W	9	13	7	8	12.8	USA	41	HKG
9	4202 Trunks,suit-cases,camera cases,handbags etc,of	3,876	3,839			5		3	5	20.6	IDM	18	нка
17	eather.plas.tex etc 4203 Articles of apparel&clothing access, of leather or	3,010	3,639		_	5		3	5	20.6	JPN	10	
	composition leather	2,849	2,838			8		5	8	41.2	USA	42	RUS
33	5208 Woven cotton fabrics, 85% or more cotton, weight less than 200 a/m2	1,628	914	2079	L	2	5	-5	0	26.0	НKG	28	коғ
31	6104 Women's suits,dresses,skirt etc&short, knit/croch		4 004				47						1.116
24	6109 T-shirts, singlets and other vests, knitted or	1,656	1,634	899228	N	6	17	-3	2	30.1	JPN	34	HKG
	crocheted	2,233	2,193	1755730	N	6	13	9	9	15.8	JPN	44	HKG
4	6110 Jerseys, pullovers, cardigans, etc, knitted or crocheted	4.813	4,506			13		7	9	14.9	JPN	31	нка
8	6203 Men's suits, jackets, trousers etc & shorts	4,159	4,087			.3		3	6	18.0	_	40	HKG
	6204 Women's suits, jackets, dresses skirts etc&shorts												
20	6205 Men's shirts	4,903	4,757			9		5	8	15.8		39	HKG
	6302 Bed, table, toilet and kitchen linens	1,659	1,570	551044		7	8	0	1	19.3	JPN	30	HKG
	6402 Footwear nes, outer soles and uppers of rubber or	1,852	1,845	3194085	N	6	9	4	7	26.5	JPN	- 38	USA
	plastics	3,510	3,507	2073277	Р	4	8	3	3		USA	41	JPN
_	6403 Footwear, upper of leather	4,283	4,255	851340	Ρ	5	10	0	2	15.4	USA	65	RUS
_	6404 Footwear, upper of textile mat	1,401	1,394	741968	Р	7	6	-2	-1	23.8	USA	43	JPN
1	8471 Automatic data processing machines;optical reader, etc	13,094	8,113	543859	N	25	29	4	7	6.9	USA	27	нка
2	8473 Parts&acces of computers & office machines	8,177	1,299	734	W	38	25	7	8		HKG	37	USA
28	8501 Electric motors and generators (excluding												
10	generating sets) 8504 Electric transformer, static converter (for example	1,841	676	2456121	Ν	13	9	4	6	9.9	HKG	26	JPN
10	rectifiers)	3,627	1,498			16		6	7	10.6	HKG	22	JPN
16	8516 Electric instantaneous water heater, space htg: hair	2,851	2,716			22		5	10	18 1	USA	40	JPN
11	8517 Electric app for line telephony, incl curr line system												
25	8518	3,528	-1,748			25		13	8	4.9	USA	34	HKG
	Microphones&standloudspeaker;headphone/earphone;							_					
	sound amplifier set	1,594	1,139			17		7	6		USA	27	JPN
_	8521 Video recording or reproducing apparatus	3,057	2,961	56862	Ν	58	71	14	9	14.2	USA	47	HKG
22	8522 Parts and accessories of video, magnetic recorder	2,440	423			19		1	-2	24.5	НKG	39	JPN
5	8525 Television camera, transmissn app for radio-	4,624	2,958	56461	м	77	87	21	18	7.4	НКG	34	DEU
19	telephony 8527 Reception app for radio-telephony/radio-												
	broadcastg	2,651	2,590	313579	N	-1	3	-1	3	13.0	USA	29	JPN
36	8528 Television receivers (inclivideo monitors & video projectors)	1,591	1,551	21015	N	27	26	9	7	6.1	JPN	41	USA
14	8529 Part suitable for use solely/princ with televisions,			133		20	17	10	7		JPN	32	шис
38	recpt app 8534 Printed circuits	3,120	-460 -414	3799604	W N	30 20	32	10	11		JPN HKG	32 53	HKG
	8542 Electronic integrated circuits and microassemblies			or 99604	14		- 32						
		2,626	-14,372			35		9	5		HKG	24	JPN
	8544 Insulated wire/cable	1,653	267	545	W	20	17	5	7	4.4	JPN	29	USA
25	8609 Cargo containers designed to be carried by one/more modes of transport	2,198	2,190	915	N	21	31	0	9	270.1	НKG	26	USA
34	8901 Cruise ship, cargo ship, barges	1,608	1,496	1	Ν	0	3	0	0		DEU	21	HKG
	9009 Photo-copying & thermo-copying apparatus	1,438	885			11		-5	0	12.2	JPN	28	USA
	9401 Seat (o/t dentists' & barbers' chairs, etc.), ∂		1.374			27			7	5.0	USA	59	
	thereof 9403 Other furniture and parts thereof	1,537				27		11	8				HKG
	9405 Lamps & lighting fittings nes; signs, nameplates	2,421	2,355								USA	47	
	iluminated	2,473	2,412			19		7	8	18.2	USA	44	HKG
6	9503 Other toys;scale model (puzzles of all kinds, stuffed toys, electric trains, construction sets, etc)	4,607	4,560			2		2	4	23.2	USA	53	HKG
29	9506 Articles&equip for gymnastics, athletics, or												
	Other services, credit	1,677	1,614			18		3	5		USA	44	DEU
	outer services, credit	10,475	-3,323			3		3		1.6			
_	Transport services, credit	4,635	-6,689			15		3		1.4			

References

- Akamatsu, K. (1962), A historical pattern of economic growth in developing countries, *Developing Economies*, No. 1.
- Anon. (2003), 'China effect' generates profits for some, The Daily Yomiuri, May 31.
- Cabinet Office (2002), Annual Report of the Japanese Economy and Public Finance 2001-2002, Government of Japan.
- Dowling, M. and C. T. Cheang (2000), Shifting comparative advantage in Asia: new tests of the "flying geese" model, *Journal of Asian Economics*, 11: 443-463.
- Economic Research Institute (2003), Is China Exporting Deflation Globally, Hollowing-Out Japan?, *Economic Reports*, Marubeni Corporation.
- International Trade Center, website: www.intracen.org
- Kwan, C. H. (2001), The rise of China as an economic power, *Journal of Japanese Trade and Industry*, Nov/Dec.
- Lim, S. (2002), Dynamic comparative advantage and primary product export opportunities, *Primary Industry Management*, 5(3):19-22.
- McMahon, D. (2003), Machinery makers dig for profits in China, The Daily Yomiuri, Sept 30, p. 8.
- Paprzycki, R. (1998), Is Japanese industry really 'hollowing-out'?, SOAS Economic Digest, 1(2).
- Rana, P. (1990), Shifting comparative advantage among Asian and Pacific countries, *The International Trade Journal*, IV(3):243-258.
- Wong, C. M. and J. Hamid (2003), Penang faces up to China challenge, The Daily Yomiuri, October 6, p. 8.

World Bank (2002), World Development Indicators database.

著者のスティーヴン・リム氏は、本学の協定校であるニュージーランド、ワイカト大学経済 学部の Senior Lecturer で、本学経済学部客員教授へは2度目の就任となります。経済学部で の講義の他に、土曜日に5回シリーズで開催された国際交流特別講演会では、「やさしい英語に よる経済学講座」を地元聴衆向けに開講され、アジアの貿易と投資について講義されました。 12月13日の最終講演のタイトルは、『文化財市場』で、日頃アンティークや恐竜の骨に関心が ありコレクターでもあられる氏の本領発揮と言えるでしょう。

2年前には、『専修大学人文科学研究所月報』198号に POVERTY, RURAL WOMEN AND HIV の表 題で寄稿され、タイにおけるエイズ問題の状況をまとめられましたが、今回の論文は日本の産 業空洞化問題を、日中関係からとらえた労作です。

National Security による「外国人」の権利制限

イギリス 1998 年人権法の試練

専修大学大学院任期制助手・専修大学社会科学研究所特別研究員 佐藤 潤一

問題の所在 ······23
 1. 1998 年人権法の意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 第二次世界大戦後のイギリス移民法制の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 3. 免脱とヨーロッパ人権条約 イギリスとの関係 ····································
 4. A, X and Y, & Others (1) 事実の概要と被控訴人らの主張 (2) SIAC の判断 (3) 控訴院の判断(全員一致) (3) 控訴院の判断(全員一致) (4) 38 (5) 条および第14条について (5) 条および第14条について (4) 41
5. 考察 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

問題の所在

筆者は、これまで、外国人の権利について、イギリス法¹ と「人権と基本的自由に関するヨー ロッパ条約」² との関係を、日本国憲法と国際人権規約との関係と対比して研究してきた。特 に日本でいう出入国管理法制の憲法的統制がその一つの課題である。この点から、イギリス移 民法制が ECHR との関係においてどのように批判されるのかをいくつかの判例から検討してき た³。

本稿は、イギリスで 2001 年 9 月 11 日のアメリカでのテロ事件を受けて制定された 2001 年反 テロリズム・犯罪・治安法 (the Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001)[以下「2001 年法」] および 1998 年人権法(明示された免脱措置)[に関する]2001 年命令(The Human Rights Act 1998 (Designated Derogation) Order 2001)[以下「2001 年命令」]の、合法性(1998 年人権法[以下誤 解のおそれのないところでは「人権法」と略することがある]付則 ECHR 第 5 条及び第 14 条 との適合性)審査を求めた事例である、*A, X and Y, & Others v Secretary of State for the Home Department* [2002] EWCA Civ 1502 (25 October 2002)[以下本文中では *A, X and Y, & Others* と略 称⁴]を中心に、イギリスにおける「国家の安全保障」(National Security⁵)による外国人の権 利制限、特に「法の適正手続(due process of law)」が外国人に対して確保され得るか、その点 での国民との差別的取り扱いがいかなる場合に許容されるかという点を中心として、若干の考 察を行おうとするものである⁶。

国籍を理由とした差別の問題を権利章典との関係でどのように判断すべきか、さらにその根

¹本稿では、便宜的に「グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国」の略称として「イギリス」 を用いる。

² 一般に「ヨーロッパ人権条約」と略称される。以下においては ECHR と略す。

³2002年9月30日に専修大学に提出し、2003年3月25日に博士(法学)の学位を授与された博士学位論 文に若干の訂正を行った、佐藤潤一「日本国憲法における『国民』概念の限界と『市民』概念の可能性 『外国人法制』の憲法的統制に向けて」(専修大学出版局、2004年3月発行予定)第3部を参照。なお学位 論文の要旨については『専修法学論集』第88号(2003年9月)131頁以下。

⁴ 本件判決文には、パラグラフ No を示した目次が付されている。以下において本件に言及する際には、パ ラグラフ No のみを挙げる。なお判決文や 1998 年人権法の免脱に関する付則などにおいて多数の判決に言 及されている。原則として邦語で紹介されたことのあるものについては事件名をカタカナに起し、それ以 外については原語それ自体を以て判決の略称とした。

⁵ "National Security"の訳語については「国家の安全保障」であるのか「国民の安全保障」であるのかでか なりその意味するところが異なる。判決文を読む限りでは一切定義づけをしていないが、National Security に反する行為を行った「イギリス国民」(British National)と「イギリス国籍をもたない者」(non-nationals) を差別して取り扱うことを可能にするのが「2001 年法」の主眼であることに鑑みれば、「国民の安全保障」 と訳すべきであるとも考えられる。けれども、「National Security を確保する国家の利益」という言い回し を用いている(cf para 2 etc)ことからすれば、「国家の安全保障」ととることも可能なようである。本稿で は、「一般市民の人身の自由を含む人権」と「当該外国人の人身の自由」とを比較考量している本判決の立 場から、とりあえず「国家の安全保障」と訳出することとする。

⁶ 以下においても若干触れるように、本稿が検討するイギリス控訴院の判決は、多岐にわたる論点に言及 している。有事法制の議論それ自体についても興味ある指摘がなされているが、その点は筆者の研究がい まだ十分でなく、また紙幅の制約もあることから、別稿で検討したいと思う。

本的な理由となっている国家の安全保障について、どこまで裁判所が判断できるのかについて、 本件は得難い素材を提供する⁷。判決を見る限り、積極的な国家の安全保障についての定義づ けは為されていない。国家の安全保障を理由とする人権侵害を法的に正当化しようとするプロ セスを本判決から読みとることは、ECHR を国内法化したイギリスが法的な面で多くの対応を 迫られていることを憲法学の側面から批判的に検討することになる。本判決を一瞥すると、原 告側の主張の中には、筆者が従来検討対象としてきた⁸、*Abdulaziz v UK* (1985) 7 EHRR 471 への 言及もあり、移民(immigration)及び庇護民(asylum)の権利保障という側面からも注目され る判決であって、筆者のイギリス移民法制研究の一環をもなすものである。と同時に、緊急事 態法制研究の一環をもなすもので、第9条を有する日本国憲法の下での有事法制議論と、国際 人権規約の自由権規約第4条が定める免脱条項との関係に関する考察にも一定の示唆を与える と解される⁹。

1. 1998年人権法の意義

(1) 1998年人権法の内容

1998年人権法は、1998年11月9日に公布、2000年11月9日に施行された。同法は、ECHR 第2条~第12条、第14条、ECHR第1追加議定書第1条~第3条、第6追加議定書第1条お よび第2条を国内法化するものである。その構成と特徴について、本判決理解に必要であるこ とから、参考のため以下簡潔に検討したい。

⁷ The Guardian が、2002 年 10 月 17 日、本件判決が下される直前に、「ウールフ卿が人権のために立ち上がった」との副題を付けて、人権を保護する方向で SIAC の判断を容認するのではないかとの期待を表明し「素晴らしき判決」(Excellent judgment)と題した社説を掲載していることは本件判決への注目度の高さを示しているものと解される。

⁸ 佐藤潤一「イギリス移民法についての憲法学的考察 ヨーロッパ人権裁判所判決 Abdulaziz et al v. United Kingdom を素材として 」『専修法研論集』26 号 (2000 年 3 月)。

⁹本稿で「免脱」と訳出している"derogation"の訳語は未だ統一されていない。寺谷公司『国際人権の逸 脱不可能性』(有斐閣、2003年)31頁(同書の「序」脚注117)を参照。本稿では「国家が有する人権保護 義務からの逸脱」を意味する語として用いられている「免脱」を、その簡潔性から採用する。詳細な検討 は他日を期したい。なお、ここに本稿で問題となるヨーロッパ人権条約第15条の条文を訳出しておく。「(1) 戦争その他の国民の生存を脅かす公の緊急事態の場合には、いずれの締約国も、事態の緊急性が真に必要 とする限度において、この条約に基づく義務からの免脱措置(measures derogating from its obligations)をと ることができる。ただしその措置は、当該締約国が国際法に基づき負う他の義務に抵触してはならない。 /(2)本条の規定の下では、第2条(合法的な戦闘行為から生ずる死亡の場合を除く)、あるいは第3条、 第4条第1項及び第7条の規定からの免脱措置はなし得ない。/(3)義務から免脱する措置をとる権利を利 用する(availing itself of this right of derogation)締約国は、とった措置及びその理由をヨーロッパ審国会事 務総長に十分に通告する。締約国はまた、その措置を撤廃し、条約の諸規定が再び完全に履行されるよう になった時は、同事務総長にその旨通告する」。なお、スラッシュ(/)は本来改行されていることを示し、 以下本稿においては適宜改行を/で区切って続けて引用することがある。

この ECHR 第 15 条が、起草過程でイギリスによって提案されて取り入れられたことからしても(薬師寺 公夫「ヨーロッパ人権条約準備作業の検討(下)」『神戸商船大学紀要 第一類 文科論集 第 34 号』1~5 頁参照)本件判決は大きな示唆を与えるものであると解される。

1998 年人権法(1998 年法律第 42 号)は、「序」として、本法に適用される ECHR 上の諸権 利 (The Convention Rights)(第1条)、ECHR 上の諸権利の解釈 [裁判所等への指針] (第2条) が定められ、次いで「立法」と題する章で、立法解釈の原則(第3条)、不一致[不適合]の宣 言(Declaration of incompatibility)(第4条),国王〔の代理人としての国務大臣〕の出廷通知権、 訴訟当事者としての参加権 (Right of Crown to intervene)(第5条)について定める。そして本 法で言及される「公の当局 (Public authorities)」の定義と手続についての章で、公の当局の行 為(第6条) 訴訟手続(第7条) 司法的救済 (Judicial remedies) (第8条) 特に司法的行為 に関して本法に基づく訴訟を行う場合 (Judicial acts) (第9条) について規定する。「救済的行 為 (Remedial action)」の章は、救済的行為を行う権限 (第 10 条) のみが含まれる。「その他の 権利及び訴訟手続」の章は、現に存在する人権のための保護手段(Safeguard for existing human rights)(第11条)として、特に表現の自由(第12条)と思想、良心および信教の自由(第13 条)を挙げている。本稿が検討する判決とのかかわりで重要なのが、「免脱および留保 (Derogations and reservations) の章である。 免脱(Derogations) 第 14 条¹⁰) 留保(Reservations) (第15条)について規定した上で、免脱に関して、明示された免脱が効果を持つ期間(Period for which designated derogations have effect)(第16条)と、明示された免脱についての期間に関 する審査 (Periodic review of designated reservations) (第17条) につき規定する。「ヨーロッパ人 権裁判所の裁判官」の章は、ヨーロッパ人権裁判所の裁判官への任命(第18条)につき規定す る。そして「国会手続」の章で、一致〔適合〕に関する声明 (Statements of compatibility)(第 19条)につき定める。第20条~第22条は「補遺」であり、本法の下での命令など(Orders etc. under this Act)(第20条)、解釈など〔本法における各種の用語の定義〕(第21条)、略称、施 行期日、適用および適用範囲(第 22 条)が定められている。そしてイギリス法の特徴として、 詳細な「付則」がある。「付則1」は、上述のように、第1条を受けて、「国内法化される ECHR の条文」それ自体をそのまま掲載している。「第一部」に「ECHR 本文 [ECHR 第2条~第12

¹⁰ 後の議論との関連で、ここで 1998 年人権法第 14 条を訳出しておく。

⁽¹⁾ 本法で「明示された免脱 ("designated derogation")」とは、以下のことを意味する。

⁽a) 人権条約第5条第3項からのイギリスの免脱

⁽b) 人権条約および人権条約のすべての追加議定書からの、イギリス政府による免脱で、国務大 臣によって制定された命令において、本法の目的のために明示されたもの。

^{(2) 1}項 (a) で言及された免脱は、本法付則 3 第 1 部に規定される。

⁽³⁾ 明示された免脱が改正あるいは廃止された場合には、それが明示された免脱となる。

⁽⁴⁾ しかし、第3項は、国務大臣が、第1項(b)の下で、関連する条項に関する新たな明示命令を作 成することを禁ずるものではない。

 ⁽⁵⁾ 国務大臣は、以下のことを反映するために適切であると思科する場合に、命令によって、付則3
 に対する改正を行わねばならない。

 (a) すべての明示された命令、あるいは、
 (b) 第3項の効力。

⁽⁶⁾ 明示命令は、イギリスが提案された免脱を行うに先立って作成する事ができる。

条、第14条)、「第二部」に「ECHR 第1追加議定書〔第1追加議定書第1条~第3条〕、「第 三部」に「ECHR 第6追加議定書〔第6追加議定書1条・2条〕」が掲載されているが、第6追 加議定書の第3条(死刑廃止からの免脱の禁止)・第4条(同じく留保の禁止)などは国内法化 していない。「付則2」は、議会主権を特徴とするイギリスの憲法において、司法権と立法権の 調整を行政権が図るという本法第3条、第4条、および第19条の規定との関連で、「大臣によ る救済命令(Remedial Orders)」につき規定する。「付則3」は、本法第14条~第17条を具体 化する「免脱および留保」であり、「第一部免脱」と「第二部留保」につき規定する。この 付則3については、その変遷自体が一つの争点であるので、後に詳細に検討する。そして「付 則4」は「裁判官の退職と報酬」を定める。

その核心は、法律は可能な限り ECHR 上の諸権利と適合的に解釈されねばならないことを定 める第3条、法律が ECHR と不適合であると解釈される場合には、国会制定法(第1次立法) の場合には不適合宣言を出し、国会制定法以外の従属的立法(第2次立法)の場合には当該法 の不適用あるいは無効を宣言することを定める第4条(不適合宣言は第1次立法を無効にはし ないので国会主権に反しない)、大臣が救済命令によって当該法律を修正できる旨規定する第 10条、立法府としての国会を除く公的機関は ECHR に適合的に行動しなければならず(第6 条)、ECHR に反した不法な行為の被害者は裁判所による救済を受ける事ができる(第7条・第 8条)点、さらに、法案を提出する大臣が、当該法案の ECHR 適合性に関する声明を出さねば ならないとする第19条にある¹¹。

(2) 1998年人権法施行以前の ECHR とイギリス

ヨーロッパ人権裁判所においては、一時期、ECHR 違反数第1位という不名誉な状況にあった。この点は、プラッドレー(Bradley)教授が多角的に研究してきたところである¹²。他方、 イギリス国内所における ECHR の影響について見ると、1975 年7月から 1996 年7月の約20 年間に、「316件の裁判において ECHR が引用されたが、制定法解釈に影響を与えたのが11件、 コモン・ローの発展に用いられたのが59件で、そのうち ECHR が実質的に影響を与えた(中

¹¹ 1998 年人権法の構成について詳しくは、元山健「イギリス連合王国」樋口陽一・吉田善明編『解説 世 界憲法集 第4版』三省堂、2001 年、8、38~39 頁、同『イギリス憲法の原理 サッチャーとプレアの時代 の中で』(法律文化社、1999 年)第1章、田島裕『イギリス憲法典 1998 年人権法』(信山社、2001 年) さらにイギリス国内の判例の変遷についても詳細な検討をしている、江島晶子『人権保障の新局面 ヨー ロッパ人権条約とイギリス憲法の共生』(日本評論社、2000 年)等を参照。この「核心」は、江島註 13 後掲論文を参照してまとめた。なお、ヨーロッパ人権条約それ自体の内容や保障機構には立ち入る余裕は ない。さしあたり隅野隆徳・堀江薫「ヨーロッパ人権裁判所の機構改革とその後の変動」『専修法学論集』 84号(2002 年 3 月)を参照。

¹² A W Bradley "The United Kingdom before the Strasbourg Court 1975? 1990" in Finnie, Himsworth and Walker (eds) *Edinburgh Essays in Public Law.*

略)といえるのはわずか16件に過ぎない」¹³。

(3) 1998 年人権法施行後の ECHR とイギリス

1998年人権法施行後、イギリス国内では、バリスタやソリシタによる実務的解説書が多数出版されており、また、研究者によるものも、その研究方法の持つ特色が次第に際立ちつつあるようである。実際、「・・・人権法発効後18ヶ月間で、上級裁判所において ECHR が引用された全431件中で318件において、人権法が、結果、理由付け、手続に影響を及ぼした」¹⁴のであって、上記期間中、不適合宣言が8件出されるにいたっていることも大きく影響している¹⁵。

2. 第二次世界大戦後のイギリス移民法制の展開

本稿が考察対象としている A, X and Y, & Others は、既に触れたように、イギリスで 2001 年9 月 11 日のアメリカでのテロ事件を受けて制定された 2001 年法および 2001 年命令の、合法性 (1998 年人権法付則 ECHR 第 5 条及び第 14 条との適合性)審査を求めた事例であって、日本 でいう出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」)に該当する「移民法」(Immigration Act) の適合性を直接審査しているわけではない。けれども、2001 年法が規定する外国人、移民及び 難民の訴訟手続きについては、1971 年移民法(Immigration Act 1971)[以下「1971 年法」]の規 定が適用されるのであり(2001 年法第四部)、1990 年代以降 EC/EU 法との関係で変容したとは いえ、その立法政策的動向は、本件訴訟にも、直接的ではないにせよ、影響を与えている。し たがって、ここで、非常に概括的ではあるが、イギリス移民法制の展開について触れておくこ とは、本稿が考察対象とする前記判決を理解する上でも重要な意味を持つ¹⁶。

¹³ 江島晶子「イギリスにおける人権保障の新展開 ヨーロッパ人権条約と 1998 年人権法」『ジュリスト』 No.1244、176 頁。人権法の影響について、江島論文も援用している以下の論文を参照。Klug and O'Brien "The first two years of the Human Rights Act" [2002] PL 649.

¹⁴ 江島註 13 前揭論文 176~177 頁。

¹⁵ 詳しくは、江島註 11 前掲書 (『人権保障の新局面』)を参照。

¹⁶移民法制度の展開については、次の諸文献が有用である。歴史的経緯につき Panikos Panayi Immigration, ethnicity and racism in Britain, 1815-1945 (Manchester and New York Manchester University Press 1994); 同じ著 者による The Impact of immigration -- A documentary history of the effects and experiences of immigration in Britain since 1945 (Manchester University Press 1999); 多少古いが、他のヨーロッパ諸国の法制度との比較検 討を行う、Tomas Hammer(ed.) European immigration policy, A comparative study (Cambridge University Press 1985); 詳細な体系的叙述が行われている David Jackson Immigration: law and Practice second edition (London Sweet & Maxwell 1999); David Jackson & George Warr(eds) Immigration Law and Practice (London Sweet & Maxwell 2001). また、個々の移民法について、以下の論文が有用である。D Stevens "The Asylum and Immigration Act 1996: Erosion of the Right to Seek Asylum" MLR Vol. 61 No. 28 (March, 1998) 208, 210.; C.J. Harvey, "Immigration and asylum law: new covenants and familiar challenges" [1999] PL 23-34.; Charles Blake and Maurice Sunkin "Immigration: appeals and judicial review" [1998] PL 583-591.; 90 年代以降の移民法制の変容に ついて総括する、Robert Thomas "Asylum appeals overhauled again" [2003] PL 260-271.

(1) 1971 年移民法以前

イギリスの移民法制度は、1960年代までは、いわゆる「開放 (open door)」 政策をとってき た。しかし、1960年代半ばから移民・難民認定を厳格に行う方向へと政策転換が図られ、1971 年法制定以降は、次第に滞在権限ある者を縮小してきた¹⁷。

(2) 1990 年代の移民法制の変容

1996年庇護及び移民法(移民統制下にある者を雇用する者に対する罰則を規定) 1999年移 民及び庇護法、特に1993年以降の移民関連法は、従来考慮の外に置いていた EC/EU 法との関 連を考慮に入れ、庇護民の保護制度を充実させた点に特徴がある。1999 年移民及び庇護法 (Immigration and Asylum Act 1999)、イギリスで ECHR の国内法化をはかる 1998 年人権法の制 定をうけ、イギリス政府の白書¹⁸によって推進された。

1990 年代の移民法制の変容を、あえて一言で定義づけるとすれば、EU 移民法制との適合性 の模索・庇護民関連規定の充実(特に appeal(上訴・控訴)手続を詳細に規定)がその根底に あるといえる。

イギリスのブレア政権は、1998年人権法制定直前の段階では、人権を基礎においた、多文化 的で多人種的なイギリス社会の性格に留意し、人権に基礎おいたアプローチをとることを白書 で明言していた¹⁹。これに対して、2002年11月7日には、2002年国籍、移民および庇護民法 (Nationality, Immigration and Asylum Act 2002)が成立した。同法に関する白書は、Secure Borders, Safe Haven (Cm 5387)である。1998 年人権法制定時、ならびに 1999 年移民及び庇護民法の白書 において政府が公約していたことは何一つ実現しておらず、かえって 2001 年のアメリカのテロ 事件を受けてその内実が後退しているとの評価がある²⁰。

本稿が考察対象とする判決との関係では、1997 年特別移民上訴委員会法 (the Special Immigration Appeals Commission Act 1997 ジロマ、特別移民上訴委員会(Special Immigration Appeals Commission) [以下 SIAC と略称] が設置されたことが重要である。SIAC については、項を改 めて述べる。

¹⁷ 1971 年移民法を、1985 年国籍法 (Nationality Act 1985) によって改正したものが現行国籍・移民法制度 の基本的な法律となっている。詳しくは、佐藤潤一「居住権についての憲法学的省察」『専修法研論集』29 号 (2001 年 9 月) および「『国民』概念の限界と『市民』概念の可能性」『専修法研論集』30 号 (2002 年 3 月)参照。

¹⁸ Faire, Faster, And Firmer - A Modern Approach To Immigration And Asylum (Cm 4018). ¹⁹ ibid.

²⁰ Ramnik Shah "Secure Borders, Safe Haven" (March 1,2002) NLJ 315-317. なお 2001 年以降第 2 期ブレア政権 の政策に対する評価として、David Beetham, Iain Byrne, Pauline Ngan, and Stuart Weir (edn), Democracy Under Blair A Democratic Audit of the United Kingdom, Politico Publishing, 2002.

²¹ 条文は、イギリス政府による法律広報サイトである http://www.hmso.gov.uk/ から入手した。

(3) 特別移民上訴委員会 (SIAC)

特別移民上訴委員会は、いわば行政審判所である²²。1997年特別移民上訴委員会法〔以下適 宜1997年法と略称する〕第2条によれば、SIACへの上訴とは次のものをいう(それぞれの最 後にある括弧内が1997年法の条文)。

入国許可を拒否されたことに対して、移民審判官(adjudicator)に対する上訴を定めた 1971 年法第13条第1項の下で提起できる上訴(第2条第1項(a))。

期間の限られた入国許可証の変更(更新)あるいは変更拒否に対する上訴として 1971 年法第 14条第1項の下で提起できる上訴(第2条第1項(b))。

国外退去命令の決定に対して、移民審判官あるいは上訴審判所(the Appeal Tribunal)への上 訴として 1971 年法第 15 条第 1 項(a)の下で提起できる上訴。但し公共善(public good)に 影響することを理由とする国外退去命令の場合(1971 年法第 15 第条 3 項)の場合を除く(第 2 条第 1 項(c))。

1994年の(ヨーロッパ経済領域の)移民に関する命令(the Immigration (European Economic Area) Order 1994)[以下 1994年命令]第15条第1項の下で許される上訴(領域に入る許可 (admission)の拒否に対する上訴)。但し 同様の例外がある(1994年命令第20条第2項(b)) (第2条第1項(d))。

1994 年命令第 15 条第 2 項の下で許される上訴(移送(remove)の決定に対する上訴)。ここ でも同じく例外がある(1994 年命令第 20 条第 2 項 (d))(第 2 条第 1 項 (e))。

1994 年命令第 18 条の下で許される上訴(居住許可の拒否あるいは居住許可証の廃棄に対す る上訴)。同じく例外がある(1994 年命令第 20 条第 2 項 (c))(第 2 条第 1 項 (f))。

1993年庇護民および移民上訴法第8条第1項、第2項あるいは第3項の下で許される上訴(庇 護民認定の主張を含む事件における特別移民審判官への上訴)。ただし国家の安全保障の利益 との関連での国外退去(departure)あるいは強制退去(deportation)の場合は除く(1993年 法付則2第6節)(第2条第1項(g))。

1971 年法第 13 条第 2 項の下での入国拒否に対する上訴を認められる場合、入国手続 (entry clearance) 拒否に対して SIAC に対して提起できる上訴 (第 2 条第 2 項)。1971 年法第 13 条

²² 1997 年特別移民上訴委員会法の付則 1 によれば、その委員は裁判官と同じく大法官(Lord Chancellor) により任命されるのであって、裁判官と同様の地位にあるものと解される。なお、2003 年 6月 12 日、突如 として大法官府が廃止されたため、「司法行政は、大法官府から、ファルコナー卿がその長となる、新たに 創設された憲法問題省へと移される事になる。したがって、裁判官らは、大臣の関与なしに、(現に北アイ ルランド法の下で既に存在している機関と同様の)独立の裁判官任命委員会によって任命されることにな る」(The Guardian 2003 年 6月 13 日の社説〔社説の表題は「内閣改造による革命 ブレア首相、1400 年に わたる伝統を一掃」〕)が、現在入手できる条文では「大法官」のままとなっている。なおここで appeal を 「上訴」と訳したが、これは裁判所への「控訴」(appeal)と区別するための便宜的な訳語であり、1997 年 法の詳細な検討を経て適訳を考える必要があるが、他日を期したい。

第5項の下での例外がある(公共善への影響があることを理由とした国外追放(exclusion)) 他、1972年ヨーロッパ共同体法第2条第2項の下でのヨーロッパ共同体法上の権利(an enforceable Community right)あるいは規定に依拠する場合の上訴、ならびにイギリス国内に 居住している子供、配偶者、財産、両親、祖父母あるいは密接な関係のある者との結合を望 む場合の上訴(第2条第2項)。

さらに 1997 年法第4条は、1971 年移民法あるいは制定法違反の場合と、内務大臣あるいは 移民行政官の裁量の逸脱についても上訴ができる旨規定する。

そして 1997 年法第 7 条に、SIAC からの控訴について、SIAC あるいは控訴を受ける裁判所 (the appropriate appeal court)の許可を得られた場合にのみなし得ることを定める(第7条第2 項)。上訴および控訴の細目は 1997 年法付則 1 に定められている²³。

3. 免脱とヨーロッパ人権条約 イギリスとの関係

(1) 1998年人権法施行まで

1998年人権法施行までのイギリス政府による ECHR からの免脱については、「1998年人権法 付則3(免脱および留保)」(第14条及び第15条に関する1988年の通告)を見るのがもっとも 簡潔で且つ必要最小限度の事実関係を確認するのに便宜である。そこで、以下、その内容を要 約して紹介する²⁴。

ヨーロッパ審議会(Council of Europe²⁵)のイギリスの代表(The United Kingdom Permanent Representative)は、以下の点について、ECHR 第15条第3項に従い、ヨーロッパ審議会事務総 長に免脱の通告を行う。反復的な殺害行為、殺害行為の計画、傷害罪になるような暴行を加え ること、脅迫・威圧行為をすること並びに暴力的な市民秩序妨害、死や障害または広範囲に及 ぶ財産の破壊を引き起こすような爆発を起こしまたは火災を起こすことを含む活動をすること を宣言した、北アイルランドにおけるテロリストの活動のゆえに、イギリスは ECHR 第15条 第1 項の意味での緊急事態下にある。イギリスはかかるテロリストの脅威に対処するために 1974年以来以下のような措置をとってきた。すなわち、北アイルランドで、上記のような事件 にかかわりがある、あるいは一定の立法で規定された罪を犯していると合理的に疑われた者で、

²³ 1997 年特別移民上訴委員会法について、Helen Fenwick "The Anti-Terrorism, Crime and Security Act 2001: A Proportionate Response to 11 September?" [2002] MLR Vol. 65(Sept 2002)724,739-743 が 2001 年法に関連させて 簡潔な概観を与えている。

²⁴ 3(1) で取り上げた付則については、田島註 11 前掲書(『イギリス憲法典』) 49~53 頁に全文が翻訳されているので、詳細についてはそちらを参照されたい。

²⁵ 訳語にはヨーロッパ評議会、ヨーロッパ会議などもあるが、ここではヨーロッパ審議会と訳出する。その理由についてくわしくは隅野隆徳「人身の自由の国際的保障への一考察」杉原泰雄・樋口陽一・浦田賢 治・中村睦男・笹川紀勝編『平和と国際協調の憲法学 深瀬忠一教授退官記念 』(到草書房、1990 年)435 頁、高野雄一『国際社会における人権』(岩波書店、1977 年)277 頁を参照。

48 時間の抑留中の者について、内務大臣の権威の下、公訴提起なしで(without charge)、最大5 日間引き続き抑留できる。これらは、1984年テロリズム防止(暫定規定)法[以下「1984年法」] 第 12 条、1984 年テロリズム防止(暫定規定補遺)命令以下「1984 年命令」第 9 条、およびテ ロリズム防止(暫定規定補遺)(北アイルランド)命令第10条に含まれている。1984年法第12 条は、同法第1条、第9条または第10条の下での罪を犯しているか、あるいは北アイルランド で起きたテロ活動との関連が合理的に疑われる者を警官が、逮捕し、48時間の抑留と、その後 内務大臣が抑留期間を拡大した場合には最大5日間抑留できる権利を持つことを定める。同条 は、1974 年テロリズム防止(暫定規定)法(以下「1974 年法」)第7条を再規定した1976 年テ ロリズム防止(暫定規定)法〔1976年法〕第12条を実質的に再び規定したものである。テロ リズム防止 (暫定規定補遺)(北アイルランド)命令第10条および1984年命令第9条は、いず れも、1974 年法および 1976 年法の下で規定された命令を、1984 年法第 13 条、第 14 条および 付則3の下で再規定したものである。これらの命令の第4条は、イギリスに入国あるいはイギ リスから出国しようとしているテロ活動との関連が疑われる者、あるいは1984年法第9条の下 での罪を犯したことが疑われたものが、同法第9条あるいは第10条の下で、それが適切である 場合には、以上の事実に関する嫌疑の審理が終了するまで、抑留されることを定める。北アイ ルランドでの騒条に関連する事が合理的に疑われる場合には、最大 12 時間まで抑留が延長され る。1984年法第9条または第10条の下での抑留は最大48時間であるが、内務大臣は、これを 最大 5 日まで延長できる。これらに関して、1988 年 11 月 29 日、人権裁判所は、Brogan and others 判決 26 で、1984 年法第 12 条の下で抑留されている申立人 2 人について、4 段階に及ぶ 4 日間 と6時間の抑留は、ECHR 第5条第3項違反であったと判示し、さらに、ECHR 第5条第5項 違反を判示した。この判決を受け、内務大臣は、抑留期間の 1984 年法における拡張は北アイル ランドにおけるテロ活動の防止のために必要であり、国会が対応すべきことを、1988年12月6 日および 1988 年 12 月 22 日に伝えた。国会は、上記 1984 年法の下での拡張された抑留権限が 北アイルランドにおけるテロ活動の防止に必要であると思科し、ECHR 第15条第1項に基づき、 1988年12月23日付けで免脱を通告する。

さらに、1989年の通告において、1988年の通告で伝えた諸規定が、1989年テロリズム防止 (暫定規定)法第14条および同法付則5第6パラグラフによって廃止改正されたことを通告する。

²⁶ Brogan and others v United Kingdom Judgment of 29 November 1988, Series A, No. 145-B; (1989) 11 EHRR 1147.

(2) 1998 年人権法施行後

本稿が考察対象とする事件との関係では、2001 年 11 月 13 日に施行された、2001 年命令(SI 2001 no. 3644)がその背景を簡潔に述べており、イギリス政府によるヨーロッパ審議会事務総 長への通告²⁷ でも同様の見解が表明されている。そこで、ここでは該命令にいたるまでの 1998 年人権法施行および改正命令(Commencement and Amendment Orders)を一瞥する。

1998年11月20日:1998年人権法(施行)に関する1998年命令²⁸

本命令は、内務大臣が提出法案の人権法との適合性について声明を出す旨定める人権法第 19条のみ、98年11月24日に施行されることを定めた。

2000 年 7 月 12 日: 1998 年人権法(施行 No.2) に関する 2000 年命令²⁹

いわゆる人権法の施行規則にあたるものである。人権法施行に関する人権法第 22 条第 2 項は、人権法第 18 条(上級裁判所の裁判官がその職を保持したままヨーロッパ人権裁判所の 裁判官に任命されうる旨定める)第 20 条(人権法の下での法令改廃に関する方式を定める) 第 21 条第 5 項(1955 年陸軍法、1955 年空軍法、又は 1957 年海軍訓練法の下での規則違反に 対する死刑宣告の恐れがあるいかなる責任も、これらの諸法によって規定された自由刑ある いはより苦痛の少ない罪に問われる責任へと読み替えられる。したがって必要な修正がなさ れねばならない)、これらは人権法が国会を通過後直ちに施行される旨を定める。人権法第 22 条第 3 項は、内務大臣が人権法施行命令を出す事を定める。本命令は、この人権法第 22 条第 3 項に基づき、2000 年 10 月 2 日に人権法が施行されることを定めている。 2001 年 4 月 1 日施行:人権法(改正)に関する 2001 年命令³⁰

人権法第16条第7項は、人権条約からの免脱をイギリス政府が廃止した場合に、内務大臣 は直ちに人権法に規定された免脱に関する条項を廃止しなければならないことを定めている。 本命令は、人権法第14条第1項(a)(b)、同2項、及び同第4項の(b)[第1項(b)の廃止に 伴う]並びに、付則3第一部〔免脱〕を廃止した。

2000 年テロリズム法 (Terrorism Act 2000) 付則 8 の発効 (テロリストとの疑いがある者につ いての抑留について内務大臣、警官、移民局の官僚の権限を拡大する) に伴う措置である。 2001 年 11 月 13 日施行: 1998 年人権法 (明示された免脱) に関する 2001 年命令³¹

A, *X* and *Y*, & Others における裁判所の説明も、これを元にまとめられており、重要である。 概略は以下のとおりである。

²⁷ United Kingdom derogation under Art.15 ECHR /Public emergency after 11 September 2001 [2001] HRLJ Vol.22, No. 9-12, 465-466.

²⁸ The Human Rights Act 1998 (Commencement) Order 1998, SI 1998 No.2882.

²⁹ The Human Rights Act 1998 (Commencement No. 2) Order 2000, SI 2000 No. 1851.

³⁰ The Human Rights Act (Amendment) Order 2001, SI 2001 no. 1216.

³¹ The Human Rights Act 1998 (Designated Derogation) Order 2001, SI 2001 no. 3644.

2001 年9月11日のアメリカテロ事件で多くのイギリス国民及び70を越える国々の犠牲者 が出たことに対し、国連が決議1368(2001)及び決議1373(2001)において当該攻撃を国際 的平和及び安全保障に対する脅威であることを認めたことにまず言及する(国連決議 1373 (2001)は、各国が国際的テロ活動に対する必要な措置をとることを要請している)、そして、 国際的なテロ組織とのつながり、テロ準備行為とのかかわり、あるいはテロ行為の扇動にか かわっている疑いのある多くの外国人がイギリス国内にいることに留意し、そのことが、イ ギリス国家の安全保障に対する脅威であるとして、イギリスが ECHR 第15条第1項の意味 での緊急事態下にあることを宣言する。そのために、2001年法を制定した。そして同法の内 容を簡潔に紹介している。そして、2001 年法以外の抑留権限に関する立法として、1971 年法 を挙げる。1971年法第1条及び第3条に基づき、当該外国人がイギリス国内に居る事が、国 家の安全保障の面での公共善(public good)に反する場合、国外退去を命ずる事ができる。 また、付則2および3に基づき、国外退去までの間、逮捕抑留され得る(can also be arrested and detained)。しかし、*ex p Singh*³²によれば、国外退去までの期間が合理的期間を超える場合 には、かかる逮捕抑留は違法となることも述べる。さらに、Chahal 判決³³によれば、当該 国外退去命令が執行されると、拷問を受ける恐れがあるような者を国外退去させることは、 ECHR 第3条違反を構成するであろうと判示した。さらに人権裁判所は、抑留があまりにも 長きに亙る場合 (detention for an excessive duration) は、ECHR 第5条第1項に違反すること を明らかにしている³⁴。以上からすると、2001年法が、国際的テロリストとしての疑いがあ る国民でない者(non-nationals)を長期に亙り抑留できるようにすることは、国内判例にも、 人権裁判所の判例にも一致せず、ECHR 第5条第1項(f)に反することが明らかである。こ れを受け、ECHR 第15条第3項に従い、ECHR 第5条第1項(f)からの免脱を審議会事務総 長に通知した。

2001 年 12 月 19 日施行: 1998 年人権法(施行 No.2) に関する 2001 年命令³⁵

これは、 の命令を、人権法付則3に挿入する旨簡潔に述べた事務的命令である。

(3) 2001 年法および 2001 年命令

本件判決は、2001年法につき簡潔な概観を与えている。それによれば、2001年法の内容は以下のようなものである³⁶。「2001年法では、重要な関連する制定法規定がその第四部に挙げら

³² *R v Governor of Durham Prison, ex p Singh* [1984] All ER 983.

³³ Chahal v United Kingdom (1996) 23 EHRR 413.

³⁴ cf [2002] EWCA Civ 1502, para 17.

³⁵ The Human Rights Act 1998 (Commencement No. 2) Order 2001, SI 2001 No. 4032.

³⁶ イギリスの緊急事態法制について包括的には AW Bradley and KD Ewing Constitutional and Administrative

れている。第四部は、『移民と庇護民』と題される。第四部が実施された日は 2001 年 12 月 14 日である。内務大臣の認証権限 (power ... to certify) が (同法) 21 条に規定されている」³⁷。 2001 年法第 21 条は以下のように規定している。

第21条 国際的テロリストであることを疑われたもの:認証 (1) 内務大臣は、ある個人につき、合理的に以下の ことを思科する場合には、本条の下で認証を発行(issue a certificate)できる。 (a) 当該個人のイギリス国内での 存在が国家の安全保障に対する危険を招くと確信していること、かつ、(b) 当該個人がテロリストであると疑われる こと。

第21条で「認証される個人は、2000年テロリズム法の第1条(2001年法第21条第5項参照) によってその意味を与えられた国際的テロリストであることを疑われ、またテロリズムとの関 連に言及される」³⁸。2000年法の第1条は次のように規定している。

第1条 テロリズム:解釈 (1)本法で「テロリズム」とは、以下のようなものの行使あるいは活動の脅威を意味 する。すなわち、 (a)第2項の範囲内にある行為、(b)当該行使あるいは脅威が、政府に対する影響を企図され、 あるいは公衆ないし公の部門にたいする脅威を企図されている場合、(c)当該行使あるいは脅威が、政治的・宗教的 あるいはイデオロギー的な帰結を助長させるという目的のためなされている場合。

2000年法「第1条4項の諸規定は、イギリス以外の諸国に照準を当て、あるいは影響を与え る活動に対しても拡張しうることを示している。2000年法第1条は条文に関しては次のように 続く」³⁹。

(2)本項の範囲内にある活動は、それが以下のようなものである場合である。 (a) 個人に対する深刻な暴力を含むものである場合、(b) 財産(property)に対する深刻な損害を含む場合、(c) 当該活動に関与している当該個人以外の人の生命を危険にさらす場合、(d) 公衆あるいは公の一部門の健康あるいは安全に対する深刻な危険をもたらす場合、あるいは(e) 選挙制度に対する干渉ないしは妨害が深刻に企図されている場合

(3) 第2項に該当する当該(行為の)行使あるいは脅威は、第1項(b)を満たすか否かにかかわらず、小火器(firearms)
 ないし爆発物(explosives)の使用を含むもので、テロリズムである。

(4) 本条においては (a)「行為(action)」にはイギリス国外での行為を含む。(b) すべての個人あるいは財産への言及は、いかなる状況にあろうとも、すべての個人あるいは財産に対しての言及である。(c) 公衆(the public)への言及は、イギリス以外の国の公衆に対する言及を含む。(d)「政府」は、イギリス政府、イギリスの一部の政府、あるいはイギリス以外の国の政府を意味する。

Law (13th edn Longman 2003) Ch 26 を参照。また、隅野隆徳「緊急権研究序説 イギリスについて」小林直 樹先生還暦記念『現代国家と憲法の原理』(有斐閣、1985年)所収、渡井里佳子「イギリスにおける緊急事 態法制と委任立法の役割」『防衛大学校紀要』第81号(2001)、大田肇「イギリスの有事法制」全国憲法研 究会編『憲法と有事法制』(法律時報増刊、日本評論社、2002年)所収、柳井健一「イギリスの緊急事態法 制」水島朝穂編著『世界の「有事法制」を診る』(法律文化社、2003年)所収、2001年法それ自体につい て包括的な検討をしている、Fenwick (note 23)、同法を簡潔に紹介した、田中嘉彦「英国 在テロ対策緊 急立法: 2001年対テロリズム、犯罪及び治安法」『ジュリスト』No. 1220(2002年4月1日)66頁も参照。 ³⁷[2002] EWCA Civ 1502, para 24.

³⁸ ibid.

³⁹ ibid.

また、「2001年法第22条第2項は、入国を禁止し、あるいは退去強制命令を出す決定を維持 し、第5条第1項の下での退去強制命令の作成を行うという移民にかかわってとられうる一連 の行為を確認する。第22条第1項はこれらの行為がテロリストであることを疑われた者に対し てとられる場合につき規定する」⁴⁰。第22条第1項は以下のように規定する。

第2項で確認されている類の特定の行為は、(一時的にせよ期限を定めずにせよ)当該行為が以下の理由でイギリス からのその者の移送を帰結し得ないという事実にもかかわらず、国際的テロリストであることを疑われた者に関し て行われうる。-(a)法律の一部(apoint of law)が全面的あるいは部分的に国際的な協約(international agreement) に関連していること、(b)実際上の考慮。

そして、「国際的テロリストであることを疑われた者の抑留は、(内務大臣が認証した者に関して)[2001年法]第23条に規定されている」⁴¹。2001年法第23条は次のように規定する。

(1)国際的テロリストであることを疑われた者は、かの者のイギリスからの移送あるいは強制退去が(一時的にせよ期限を定めずにせよ)禁止されているという事実にもかかわらず、第2項に特定された規定の下で抑留されうる (中略)⁴²。

(2)第1項に記述された規定は、以下のものである。-(a)1971年法付則2第16節(審理を受けあるいは移送される義務を負っている諸個人の抑留)および(b)同法付則3第2節(退去強制を一時停止する抑留)

すなわち、2001 年法第 23 条は、国際的なテロ活動あるいはテロ組織との関連があるとの疑 いがあり、国家の安全保障に対する脅威があるが、(たとえば国籍国へ送還されることで死刑あ るいは非人道的な扱いがなされるおそれがあるような場合で)国籍国への強制送還がなし得な い外国人であると内務大臣が判断した場合、当該外国人を抑留できると定めたのである。

通常法の下ではかかる外国人を拘留することはできない。2001 年 12 月 18 日、イギリス政府 は本法を制定するにあたり、ECHR 第 5 条第 1 項からの免脱 (derogation)を、ヨーロッパ審議 会事務総長に通告した⁴³。

4. A, X and Y, & Others

(1) 事実の概要と被控訴人らの主張

以下、A, X and Y, & Others 判決に示された事実を概観する。「本件控訴は、わが国〔イギリス〕 が、2001 年 9 月 11 日に合衆国で行われた攻撃の結果としての国家の安全保障という〔国〕益 として行うことを決定した諸々の段階の外部から提起された。当該命令の作成と 2001 年法の議

^{40 [2002]} EWCA Civ 1502, para 25.

^{41 [2002]} EWCA Civ 1502, para 26.

⁴² [2002] EWCA Civ 1502, para 26 には、この条文の引用に続いて、「(第 22 条第 1 項 (a) および (b) に含 まれるまったく同様の二つの状況がこれに続いて規定されている(上記参照)。)」との注記が付されている。 ⁴³ United Kingdom derogation under Art.15 ECHR /Public emergency after 11 September 2001 [2001] HRLJ Vol.22, No. 9-12, 465-466.

会通過は、これらの諸段階の只中にあったものである。これら〔2001 年命令と 2001 年法〕は、 内務大臣に対して、次のような新たな権限を与えた。すなわち、わが国国土に居住していた国 民でない者(non-nationals)を、内務大臣が、それらの者がテロリストであったとの疑いを持っ た場合、抑留する権限である。当該立法が議会を通過した後、11 人が抑留された。2 人はイギ リス国土を離れたが、事態を投げ捨てたわけではなかった(but have not dropped out of the picture)。というのは、SIAC が、〔抑留された〕かれらに対して上訴を許可したからである。そ こで、全員が上訴した。他の9人(被控訴人 "the respondents")は、抑留されていた後に、上 訴をする権限を与えられ、SIAC に上訴した」⁴⁴。

控訴院は法律審であり⁴⁵、申立人らの国籍など詳しくは言及されていない。ただし、非常に 広範な「国民」を規定するイギリスの国籍法にいう「国民」ではなく、あくまで原告(被控訴 人)は外国人である。テロリストであると疑われた11人ら「の抑留を行うために、内務大臣は、 2001年法第4部第21条の下での証書(a certificate)の発行を要請された」⁴⁶。そして、「抑留 に対する上訴は、2001年法第25条⁴⁷の下で為された」。

被上訴人らは、「2001年命令並びに2001年法が、同様の危険性をもった(dangerous)イギリ ス国民で、まったく同様の立場にある者が居ても抑留され得ないのに、国民でない者で、テロ リストであると疑われた者だけが、抑留されることを許容しているという事実に基づ」⁴⁸き、 ECHR 第5条とともに第14条を援用して、差別があったと訴えたのである⁴⁹。

⁴⁶ [2002] EWCA Civ 1502, para 3.

^{44 [2002]} EWCA Civ 1502, para 2.

⁴⁵「SIACは、当該証書〔内務大臣が求められる外国人抑留のための 2001 年法第 4 部第 21 条の下での証書 (a certificate)〕の発行の 6 ヵ月後、あるいは証書に対する上訴の最終決定が為され、その後 3 ヶ月の期間 をおいて、最初の審査を行うことを要請される。SIACの決定は、本法廷〔控訴院〕へのさらなる控訴に従 うが、2001 年法第 27 条の下での法律の一部(a point of law)についてのみ、かかる控訴は行われる。本件 控訴は、同条の下でもたらされた。〔2001 年法〕第 30 条は、問題となっているいかなる法的な訴訟手続の 中でも被上訴人となっている地位にある諸個人(persons)の抑留を禁ずるが、SIACへの上訴は例外である。 2001 年法第 35 条は、SIACを、最高正式記録裁判所(a superior court of record)として構成している」([2002] EWCA Civ 1502, para 4)。

⁴⁷ 「同条は、次のように規定している。「(1) 国際的テロリストであると疑われた者は、第 21 条の下での彼 の証書に対して特別移民上訴委員会 [SIAC] [以下本条では「委員会」] に上訴できる。/(2) 上訴にあたっ て、委員会は、以下の場合に証書を取り消さねばならない。/(a) 21 条 (1) (a) あるいは (b) で言及された 類の確信 (a belief) あるいは疑い([a] suspicion) についてなんら合理的な理由がないと思科する場合。あ るいは、/(b) その他の理由で当該証書が発行されるべきではなかったと思科する場合」。

⁴⁸ [2002] EWCA Civ 1502, para 7.

⁴⁹ 2001 年法および 2001 年命令については、本稿 3 (3) を参照。なお、9 人の被上訴人らの主張は、[2002] EWCA Civ 1502, para 38 に 8 点に亙ってまとめられている。 内務大臣が国家の安全保障に対する脅威を防 ぐ目的でイギリス国民と外国人とを区別して扱うことは正当化されるか。 アルカイダの国際的テロ活動 がイギリスへ攻撃をするのを防ぐ目的からすれば、2001 年法第四部は対象の面で過剰包摂 (over-inclusive) であり、手段の点、すなわち国際的テロリストであることを疑われた外国人のうち、退去強制し得ない外 国人のみを抑留することとしている点で過小包摂 (under-inclusive)である。 2001 年法第四部は *Chahal v UK* (1996) 1 BHRC 405 および *R v Governor of Durham Prison, ex p Singh*[1984] 1 All ER 983, [1984] 1 WLR 704 を直接的に覆すものとなっている。けれども に述べたようにその内容はイギリスに対するテロ攻撃の脅

なお、上記で触れた ECHR 第5条(特に本件で問題となった第1項(f))は、「すべての人は、 自由と安全に対する権利を有する。何人も、次の場合で、且つ法律で定める手続によるものの 他は、自由を奪われない。・・・(f)退去強制の手続がとられている個人の・・・合法的な逮捕あ るいは抑留・・・」と規定する。また、ECHR 第14条は次のように規定する。「この条約に定める 権利及び自由の享受は、性、人種、皮膚の色、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的 若しくは社会的出身(national or social origin)、国内的少数者(a national minority)への所属、 財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに、保障される」。

(2) SIAC の判断⁵⁰

SIAC の審理において、法務総裁(Attorney-General)は次のように主張した ⁵¹。2001 年法は、 ECHR 第5条第1項(f)を、いかなる根本的側面での性質も変更することなく拡張する以上の ものではない、と。SIAC はこの主張を、*Chahal* 判決 ⁵²の「ECHR 第5条第1項(f)の下での 自由の剥奪は、退去強制手続が進行中である場合にのみ正当化され得る。相当な注意をもって (with due diligence)かかる手続の進行がなされていない場合であれば、当該抑留は ECHR 第5 条第1項(f)の下では許されないことになる」(para 113)との判示を援用して退けている ⁵³。 そのうえで、法務総裁の主張は過度に外国人を一般化してその権利を否定するもので、外国人が イギリス国内に滞在することを法的に認められる場合には、その者を強制退去し得ないというの が*Chahal* 判決の意味であることからすれば不適切であるとする ⁵⁴。*Chahal* 判決を援用して 2002 年7月 25日に下された *R* (on the application of Kariharan)判決 ⁵⁵は、国籍がないことのみを理 由として強制退去を受けない者を抑留できないし、抑留された状態を継続することもできない と判示しているからである。かかる者を抑留するためには、たとえば罪を犯したとの疑いがあ

威の存在とそれを防ぐために必要な措置という要件を満たすために慎重になりすぎていて、政府が主張す る公の緊急事態と、2001年法の範囲ならびに目的は客観的に見て合致していない。 ECHR15条の下での 合法的な免脱のための条件は[国家としての]国民(*the nation*)[強調は原文] すなわちイギリス の生 存を脅かす公の緊急事態によって厳格に要請されている諸々の措置に依拠しているので、Secretary of State for the Home Dept v Rehman [2001] UKHL 47, [2002] 1 All ER 122, [2001] 3 WLR 877 で採用された広範な定式 化は、ECHR 第 15条の下での免脱についてのテストに不適切である。 SIAC に提出された証拠からする と、2001年法の第四部は Chahal、Singh、および Rehman などといった(これらは関連する判例の原告の名 である)その活動がイギリスに対する直接的な脅威ではない外国人を追い出すことが実際の目的なのでは ないか。 ここにを引があったとの主張を詳細に述べるものである。

⁵⁰ SIAC による決定の原文自体は入手できなかったので、以下においては、[2002] EWCA Civ 1502, para 37 に引用されている SIAC の決定の結論部分によって述べる。

⁵¹ A, X and Y, and Others v Secretary of State for Home Department, Special Immigration Appeals Commission, July 30, 2002.

⁵² Chahal v UK (1996) 1 BHRC 405.

⁵³ ibid para 93.

⁵⁴ ibid para 94.

 $^{^{55}}$ R (on the application of Kariharan) v Secretary of State for the Home Dept [2002] EWCA Civ 1102, [2002] All ER (D) 373 (Jul).

るなどの別の正当化が必要である。ECHR 第5条に関する免脱は明確で強力なものであるが、 これは強制退去できないという立場にある全ての者に対して適用されるべきである。しかも免 脱が前提としている国家の安全保障に対する脅威が明確に存在していなければならない⁵⁶。け れどもかかる脅威は提出された証拠を見る限り全く限定されていない上に、イギリス国外で多 くのイギリス国民が国際テロリストであることを疑われて抑留されている。このような事実か らすると、2001年法の規定は国民的出身(national origin)に基づく差別としか考えられない⁵⁷。

SIAC はこのように述べた上で、以下のように結論付けている。第一に上訴人ら(控訴院での被控訴人ら)は、ECHR 第14条からの免脱が付則で謳われていない以上、ECHR 上の権利である差別されない権利(第14条)を侵害されていた。第二に、イギリス国内での国際的テロ活動の防止という目的に対して、2001年法および2001年命令のとった措置は合理的に比例していない。国際テロリストであることを疑われたイギリス国民に対しても内務大臣の抑留権限を拡大することで目的に対して措置が比例することになる⁵⁸。

以上のように、SIAC は、外国人に対する取扱いが差別的であるとの理由から、ECHR 第 5 条及び第 14 条と、2001 年法第 23 条との不適合宣言を出し、2001 年命令の無効を宣言した。

(3) 控訴院の判断(全員一致)

控訴院(Lord Woolf CJ, Brooke LJ and Chadwick LJ)は、免脱の通告がなされていること、過 去に免脱通告がなされている場合にはヨーロッパ人権裁判所もイギリス政府の同様の措置を ヨーロッパ人権条約違反としていないことを理由として、SIACの判断を覆した。

本件の法的争点

ウールフ卿(Lord Woolf CJ)は、本件の法的な関係について次のように整理している。「国外 退去命令、あるいは国外退去のための判決が出されたときは、当該命令あるいは判決に従う個 人(the person)は、彼の国外退去が行われるまでの間、抑留され得る(付則3第1節)。1971 年法の下での国外退去命令を出すことを内務大臣が許される場合はめったにない状況ではある が、当該個人を、彼の生活に何らの危険ももたらすことなく、あるいは彼が拷問を受ける可能 性に従わせることなく、送り出すことができる国は存在しないし、彼を受け入れる準備が行わ れる国を認識できる国もない」⁵⁹。そして「このような状況においては、国内法および人権条 約両者の下で、国外退去することを呈示されている個人をどの程度の期間抑留するのが適切か という疑問が提起される。国内法における当該地位は、*R v Governor of Durham Prison ex p Singh*

⁵⁶ ibid.

⁵⁷ ibid para 95.

⁵⁸ ibid para 96.

⁵⁹ [2002] EWCA Civ 1502, para 15.

[1984] 1 WLR 704 において考慮された。同判決は以下のように判示した。すなわち、抑留権限 は、行われるべき国外退去の手続を可能とするのに合理的な期間に対する立法の構築の問題と して制約されるのであり、国外退去は、国外退去命令を出した直後に続くべきものである。こ れは、抑留の権限は、国外退去命令に従う当該個人が合理的な期間内に国外退去をさせられ得 ない場合を除いて、行使されるべきでないことを導く。当該法的地位を正確に描いたものとし て一般に受容されてきている本判決の帰結は、1971年法の下では、国外退去が不可能であると いうことが周知であるのでない限り、国外退去がなされるのを待っているような者(someone) を、抑留できないということになる」⁶⁰。このように述べた上で、Chahal 判決⁶¹ について次の ようにまとめている。「ヨーロッパ人権裁判所は、当該国外退去命令が執行されると、拷問を受 ける恐れがあるような者を国外退去させることは、ECHR 第3条違反を構成するであろうと判 示した。さらに人権裁判所は、抑留があまりにも長きに亙る場合 (detention for an excessive duration)は、ECHR 第5条第1項に違反することを明らかにした。〔中略〕Chahal 判決後の法 的地位は、争われていない。内務大臣は、国家の安全保障が要請する場合には、その者が合理 的期間内に国外退去を実施される立場にあったならば、この国〔イギリス〕で居住の権利を持っ ていない個人の国外退去を一時停止する抑留をなし得るが、〔上記のような条件がない場合に は〕 抑留をなし得ない。これこそが、2001 年命令と 2001 年法が規定していると主張している 地位である。この目的で、1998年人権法第15条第1項が、第1条第2項および第14条ととも に援用され、依拠された」62。

ECHR 第5条および第14条について

ウールフ卿は、SIAC の判断の第一点、2001 年法の規定が国民的出身に基づく差別であると の判断について、過度の単純化に基づいているとする。内務大臣に与えられた権限は、あくま で居住の権利を持たない外国人に対してのみ行使されることに意味があり、それは差別的取扱 いとは言えないという⁶³。そして SIAC の判断の第二点に対して、イギリス国民に対しても内 務大臣の抑留権限を拡張することは、「人権を伸長する(promote human rights)ことにはならな いであろうし、むしろそれとは反対の帰結を招く。そのような措置をとることはイギリス国民 の諸権利に対する付加的な介入となるかもしれないのであって、イギリス国民の地位を、イギ リス国籍をもたないものと同様な地位にしてしまうことになる」⁶⁴。内務大臣がイギリス国民

63 [2002] EWCA Civ 1502, para 47.

⁶⁰ [2002] EWCA Civ 1502, para 16.

⁶¹ Chahal v United Kingdom [1996] 23 EHRR 413.

⁶² [2002] EWCA Civ 1502, para 17.なお、1998 年法第1条第2項は、人権条約の諸条項が『すべての明示された免脱あるいは留保に従って本法の目的に即して効力を持つ、免脱および留保については14条および15条参照)』と規定している(see also [2002] EWCA Civ 1502, para 18)。

⁶⁴ [2002] EWCA Civ 1502, para 49.

と外国人とを区別したのは、国内法と国際法との区別という堅実な根拠に基づくもので、「退去 強制され得ない外国人の地位は、イギリス国民と同じではない。〔中略〕外国人であってテロリ ストと疑われた者に対してのみ抑留あるいは国外追放をするということは、客観的に正当化さ れるのであり、十分な根拠のあることで、許容されない差別を含むものではない。連合王国国 民と異なり、国外退去され得ない外国人は、法的に強制力のある滞在の権利を持っているわけ ではなく、非人間的なあるいは品位を傷つけるような扱いを受けない権利を保障される限りで 〔強制的に〕移送されない権利を持っているだけである。外国人は、テロリストと疑われたこ とが事実であったとき、そのような場合であれば、SIAC によるその個人的な状況についての 決定に従って、国外退去せられる義務がある」⁶⁵。そこで内務大臣によって採用されたアプロー チを検討すれば、国際的テロリストであることが疑われた者「を国外追放し得る前に、あるい は緊急事態が解決するまで、またあるいは彼らが連合王国の安全に対する脅威とならなくなる まで、少なくとも抑留者を抑留することが必要であったというもので、それは客観的に正当化 され得る。〔中略 彼ら被疑者の抑留と、内務大臣が達成することを望んでいた目的との間には、 合理的な結びつき(a rational connection)があった。それは国民には適用されえない目的であっ た」⁶⁶。

以上のような検討からすれば、ウールフ卿は、SIAC が、外国人がイギリス国内に滞在する ことを法的に認められる場合には、その者を強制退去し得ないというのが *Chahal* 判決の意味で ある旨述べているのは受け入れ難いと主張する。すなわち、*Chahal* 判決がイギリスから移送さ れ得ない人々は実効的な滞在の権利を持つことを確立したと解するのは誤りであって、そのよ うな人々は、「何人も、拷問または非人道的な、もしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を 受けない」と規定している「ECHR 第3条に違反するような扱いを受けない権利を保護される 限りにおいてイギリス国内から移送されない権利を持っているけれども、それは『法的に執行 可能な(ECHR 上の)滞在の権利』を持っているということと同義ではないのである」⁶⁷。な お、プルック判事は事実の側面を強調して⁶⁸、チャドウィック判事は法的構成の側面を強調し て⁶⁹ 同意意見を執筆している。

⁶⁵ [2002] EWCA Civ 1502, para 50.

⁶⁶ [2002] EWCA Civ 1502, para 52.

⁶⁷ [2002] EWCA Civ 1502, para 53.

⁶⁸ もっとも、「国民でない者についての差別的扱い:本件の事実」([2002] EWCA Civ 1502, paras 100-111) 「国民でない者についての差別的扱い:国際法の重要な諸原則」(ibid, para 112)からしても、法的議論と して細かなヨーロッパ人権裁判所の判例法解釈をかなり詳細に取り上げており、そういった判例との事実 面での類似などを察対象として考慮しているというのが精確な言い方である。

⁶⁹ [2002] EWCA Civ 1502, para 152.

ECHR 第15条(免脱措置)について

ウールフ卿は、免脱に関するヨーロッパ人権条約第15条につき、判決を下している。 国民 の生存を脅かすような公の緊急事態が存在していたといい得るかどうか、 人権裁判所の下で の諸々の義務からの免脱において取り得る諸々の措置が「当該状況の緊急性によって厳格に要 請され」ていたかどうか、 諸々の措置が、国際法の下での他の諸々の措置と合致していたか どうか、の三点につき審査している⁷⁰。そして全てについてウールフ卿は肯定しているのであ るが、その際詳細な理由付けはすべてブルック判事の執筆部分に譲っている。

ブルック判事(Brooke LJ)は、自らの執筆部分冒頭で、ECHR 第 15 条の文言は次の四つの 主たる争点を含むとする。すなわち、 内務大臣は、国民の生存を脅かすような公の緊急事態 が存在していたかどうかについて、個々の事例においてこの問題を考慮していたか、 老虐し ていたとしても、内務大臣がなした措置は、状況で現に要請される限界内でなされていたか、

さらにまでが肯定されるとしても、他の国際法との関係は考慮されていたか、 以上のよ うな争点が持ち込まれたとき、司法審査制のもとでの裁判官の役割は何か、の四点である⁷¹。 ブルック判事の執筆部分は多岐にわたる論点に及んでいるが、特に ECHR 第 15 条に関して、 まずロウレス事件⁷² に言及する。ロウレス事件は、「アイルランド政府が、直接 IRA に向けて 制定された法律の下で、申立人を裁判所での審理なしに5ヶ月に亙って抑留したこと」⁷³につ き申し立てたものである。ヨーロッパ人権裁判所は、「・・・『国民の生存に影響をあたえる他の 公の緊急事態』という用語の自然でかつ慣習法的な意味は、表面的には明確である。これらの 用語は全国民に影響する危機あるいは緊急事態に関する例外的状況に言及しており、それに よって国家が構成されている社会の組織だった生活に対する脅威を構成する」と判示している ⁷⁴。そのうえで、ブルック判事は、人権裁判所が、公の緊急事態の存在はアイルランド政府に よって「合理的に演繹された(was "reasonably deduced")」と認定し、とりわけ、次の三つの要 素を考慮したことに触れている⁷⁵。秘密軍の存在(アイルランド共和軍 IRA)。この軍隊が、

⁷³ [2002] EWCA Civ 1502, paras 72.

⁷⁰ [2002] EWCA Civ 1502, paras 32--36.

⁷¹ [2002] EWCA Civ 1502, paras 65. ブルック判事は、それぞれの争点に対応させる形で、「司法審査についての 適切な基準: SIAC のアプローチ」(paras 66-71),「ECHR 第 15 条と司法的監督:ヨーロッパ人権裁判所の判例 法」(paras 72-80),「人権に関する訴訟における司法的監督:謙譲についての判例と争点」(para 81),「ECHR 第 15条における「公の緊急事態」の意味」(paras 82-85)「情報筋(intelligence material)への依拠」(paras 86-89) 「主要争点の第一および第四の点についての私の結論」(para 90),「議会は厳格に要請されたところを越えて進 んでいたか?」(paras 91-98)、「第二の主要争点についての私の結論」、「国民でない者についての差別的扱い: 本件の事実」(paras 100-111)、「国民でない者についての差別的扱い:国際法の重要な諸原則」(para 112)、「第

三の主要争点についての私の結論」(para 113)について述べている。個々の詳細な検討は紙幅の関係もあり、他 日を期したく思う。 ⁷² Lawless v Ireland (No3) (1961) 1 EHRR 15.

⁷⁴ *Lawless v Ireland (No3)* (1961) 1 EHRR 15, para 28.

⁷⁵ [2002] EWCA Civ 1502, para 73. See Lawless v Ireland (No3) (1961) 1 EHRR 15, para 28.

国家の領域外でも活動していたという事実。当該緊急事態が宣言された以前の時点において、 テロリストの活動が着実に増え、且つ警告されていること(the steady and alarming increase)⁷⁶。 このようなロウレス事件の判示を引用して、テロリストの活動が隣国に与える脅威をヨーロッ パ人権裁判所が認定している旨のべる⁷⁷。さらにギリシャ事件⁷⁸において、ヨーロッパ人権委 員会が ECHR 第15条の下での「公の緊急事態」について、特に「それが現実的であるいは切 迫している」という条件が重要であると指摘している点に言及する ⁷⁹。そのうえで改めて先に 言及したロウレス事件が、公の緊急事態の存在はアイルランド政府によって「合理的に演繹さ れた」と判示したことの重要性に留意する⁸⁰。このあと、ブルック判事は、先に本稿3(1)で 紹介した免脱通告で援用されている Brogan and others 事件の系譜上にある、ヨーロッパ人権裁 判所の Brannigan and McBride 判決 ⁸¹ に言及する。同判決は「このような司法統制及び 1988 年 12 月 23 日の免脱措置をともなう拡張された抑留権限は、明らかに、緊急事態状況の永続 (persistence)に結びついているものであって、当該免脱措置は真正な対応(a genuine response) 以外のなにものも示唆していない」⁸²と判示している。以上のヨーロッパ人権裁判所の判例 法を検討した上で、先に挙げた 国民の生存を脅かすような公の緊急事態が存在していたと いい得るかどうか、 人権裁判所の下での諸々の義務からの免脱において取り得る諸々の措 置が「当該状況の緊急性によって厳格に要請され」ていたかどうか、 諸々の措置が、国際 法の下での他の諸々の措置と合致していたかどうかにつきブルック判事は肯定するのである 83

チャドウィック判事(Chadwick LJ)は、ギリシャ事件⁸⁴、*Marshall v United Kingdom* (10th July 2001)についての受理許容決定判断を引用し、さらに *Brannigan and McBride* 判決、*R (Daly)*判決⁸⁵ および *Rehman* 判決⁸⁶ にも言及して、緊急事態が存在している事を論証して、ブルック判事の判示を補完している。

5. 考察

控訴院の判決において、首席裁判官ウールフ卿は、差別を受けない権利についてそもそもコ

⁸⁶ Secretary of State for the Home Dept v Rehman [2001] UKHL 47, [2002] 1 All ER 122, [2001] 3 WLR 877.

⁷⁶ ibid.

^{77 [2002]} EWCA Civ 1502, para 74.

⁷⁸ *The Greek Case* Case nos 3321-3323, 3344/67 (1969) 12 YB 1.

⁷⁹ [2002] EWCA Civ 1502, para 75.

⁸⁰ [2002] EWCA Civ 1502, para 76.

⁸¹ Brannigan and McBride v United Kingdom (1993) 17 EHRR 539.

⁸² Brannigan and McBride v United Kingdom, Judgment of 26 May 1993, Series A, No. 253-B; (1994) 17 EHRR 539, para 51.

⁸³ [2002] EWCA Civ 1502, paras 82--85.

⁸⁴ *The Greek case* (1969) 12 Yearbook, para 153.

⁸⁵ R(Daly) v Secretary of State for the Home Department [2001] 2 AC 532.

モン・ロー上の権利であること、「・・・平等は、単なる抽象的な正義ではない。〔アメリカ合衆国〕 憲法の起草者たちが知っており、われわれが今日忘れるべきではないのは、当局者(officials) が少数派 (a minority) に対して課すかもしれない法の諸原理が、一般的に〔全ての者 = 多数派 にも少数派にも〕課されねばならないということを要求する以外に、恣意的で不合理な政府に 対する効果的で実際的な保障はないということである。逆に、自らが選び取った少数の者だけ に立法を適用し、その結果、はるかに多くの数の人々が影響を受けるとすれば、かかる小数の 者に訪れるであろう政治的な報復から逃れることを許容する当局者にとって大変効果的である 恣意的な行為に対しては、いかなる扉も開かれないのである。裁判所は、諸々の法が正義にか なう(will be just)ことを請け負うためには、諸々の法が平等に機能することを要請するよりよ い手段をとることはできないのである」という Railway Express Agency v New York⁸⁷ における ジャクソン裁判官の意見を引用して差別の害悪について述べた上で、念を入れて「正当化され ない差別の危険は、国家の安全保障が脅かされる時には深刻であり、裁判所が国家の安全保障 という〔国〕益の名において取った行為の結果としての違法な差別についてのいかなる異議申 立て(allegation)についても特に真剣に(particularly seriously)扱う事は重要である。ここで問 題となっているように、国民でない者(non-nationals)が、証拠が示されたものではなく、疑わ しいだけの振る舞い(conduct)に基づいて抑留されているとすれば、これはまさにそのような 事例である。戦争の勃発(the outbreak of war)にあたり外国人の投獄(internment)に関連して、 過去になされてきた過ちは、忘れられるべきではない」⁸⁸という。さらにアクソイ対トルコ事 件における「人権裁判所は、人権条約システムにおける〔ECHR〕第5条の重要性を強調する。 同条は、基本的な人権を規定する。すなわち、個人の自由に対する権利(his right of liberty)へ の国家による恣意的な干渉に対して、個人を保護するものである。個人の自由に対する権利へ の、執行府 (the executive) による干渉に対する司法統制 (judicial control) は、第5条第3項に 具体化された保障の本質的な性質である。第5条第3項は、恣意的であることの危険を最小化 し、法の支配を確保することを意図している」⁸⁹ との判示を援用しているのである。

本件は、人権裁判所への申し立てがなされる可能性が高い。2001年法は、すくなくとも2006 年11月10日までは内務大臣の拡張された拘留権限の実効性を担保している。今後、申し立て が一挙に噴出する可能性がある。

本件は、ヨーロッパ人権裁判所が免脱に関する ECHR 第 15 条につき判断した先例をかなり 詳細に引用して緊急事態の存在につき論証することで、直接には国家の安全保障とは何かにつ

⁸⁸ [2002] EWCA Civ 1502, para 9.この点に関して、植村勝慶「第二次大戦下イギリスの市民的自由(1) ~ (3・ 完)」(『名古屋大学法政論集』127、128、129 号)を参照。

⁸⁷ 336 US 106 (1949), 112-113.

⁸⁹ Aksoy v Turkey [1996] 23 EHRR 553, para 76.

き述べることなく 2001 年法の 1998 年人権法(すなわち ECHR)との適合性を肯定している。 たしかに人権保障の側面からは、その結論に直ちに賛同し難いが⁹⁰、なお評価すべき点として、 詳細な要件を挙げて、緊急事態の存在について考察するヨーロッパ人権裁判所の判決方法を導 入している点が挙げられる。すくなくとも、人権に対する制約が 2001 年法に含まれる事を認識 した上で判決は書かれているのである。この点については、評価される。他方で、すでに指摘 したように、内務大臣の判断に対する実質的な審査は行われているとはいい難い。1998 年人権 法に付された免脱の通告に関する付則をまとめているに近いからである。

けれども、なお注目すべき点として、人身の自由に対する権利を確保するための適正手続に 対する考慮が挙げられる。引用したウールフ卿による総論的な指摘は首肯できるものである。 あまり詳細な紹介ができなかったが、ブルック判事の執筆部分では、被上訴人代理人である勅 撰弁護士ビーン・エマーソンの主張を受けて、アルカイダの国際テロリストネットワークに参 加してイギリス国外で抑留されたムスリムのイギリス国民がかなり多数に上っていることが指 摘されている。本件判決では、そのことのゆえに内務大臣の権限を国際的テロリストであるこ とが疑われた者の抑留にまで拡張するという SIAC の判示は、ウールフ卿の判示に示されてい るように、ややもすれば国民の人権保障という側面からすればマイナスに働く可能性があるけ れども、緊急事態法制と適正手続の確保の調整が、ECHR の免脱条項に関するイギリス政府の 通告を詳細に検討することでぎりぎりの選択を迫られたところで分かれた判断であると評価で きよう。

いずれにせよ、司法権の及ぶ範囲について、イギリスにおける一つの先例を構築していると 解され、今後も関連する裁判の展開、イギリス政府の姿勢には注視が必要であろう。

ひるがえって日本の状況に目を向ければ、小泉内閣は自衛隊のイラクへの派遣を強引に決定 した。そして関連国内法規定の整備を行ったのであるが、果たして日本の裁判所は、本稿が検 討したようなぎりぎりの選択をせまられたときに、適切な判断ができるであろうか。出入国管 理行政に関する実例を見る限り、本件でイギリスの控訴院が示したよりもはるかに外国人に対 して厳しい判断をすることになるのではないかとも解される。そもそも日本国憲法第9条の下 で「公共善」(public good)に軍事的側面を読み込みうるのかという原理的な問題を避け難い⁹¹。 国際人権規約・自由権規約第4条の免脱条項と日本国憲法との緊張関係についても、本件の考

⁹⁰ フェンウィック (Fenwick)は、そもそも 2001 年法の規定する、本文で検討してきた内務大臣の抑留権 限が、2001 年 9 月 11 日以降のテロに対する警戒のための措置としてバランスを欠くものであると主張する (Fenwick (note 23) Conclusion)。またフェンウィック論文は、その Introduction で、テロ対策法を政府が議 会に提案する場合に、必ず「デモクラシーを守るため」と述べているその皮肉に触れている (Fenwick (note 23) 724)。

⁹¹ 多数の文献があるが、ここでは阿部浩己「緊急事態における人権保障 国際法の視座 」『国際人権』第 14 号 2 頁を挙げるにとどめる。

察をきっかけとして、取り組んでいきたいと思う。

本稿は、筆者が社会科学研究所助成「ヨーロッパ人権裁判所の判例における『ヨーロッパ的基準』と日本法の比較研究」 に関する研究会において、2003 年 7 月 14 日に専修大学神田校舎の社会科学研究所で行った報告に基づき、当日の質疑 による示唆を受け、本文に記した点に限定してまとめたものである。 編集後記

本号には、スティーブン・リム氏、佐藤潤一氏両名・二本の論文を掲載いたします。通常は 各号、一名・一論文を掲載致しておりますが、今号は論文二本となります。そこで本号の表紙 には、両論文のタイトル・章目次を掲載させていただきました。

リム氏については、論文末尾の堀江洋文所員による執筆者紹介(p.21)をご覧下さい。同英語 論文の校閲をご担当頂いた堀江所員に感謝致します。佐藤潤一氏は今年度より、当研究所特別 研究員になられた大学院法学研究科の任期制助手、新進気鋭です。

両名とも本学の研究会、授業、講演等で最新の研究の知見を精力的に発表され、議論され、 そして本号掲載論文としてまとめて来られております。新しい刺激に満ちた論考二本の掲載と なりました。本号編集を担当しながら知的興奮を感じました。 (J)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

專修大学社会科学研究所

(発行者) 柴 田 弘 捷

製 作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前 2-10-2 電話 (03)3404-2561